

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループにおけるこれまでの検討状況

2024年5月30日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
ワーキンググループ事務局

WGにおける検討の進め方

- 資料WG16-1-1「デジタル空間における情報流通の健全性に関するWG検討課題（案）」に記載の各課題について、第16回会合において、検討時間に限りがある中で優先順位をつけながら議論を進めるべきとのご意見をいただいたところ、効率的に検討を進める観点から、全体を大きく

1. 情報流通の健全性を巡る課題一般

2. （その中でも特に）広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題

の2つに分類した上で、それぞれの課題への対応の在り方について、既存の法令等による対応が可能な部分とそれ以外の部分の切り分けを意識しつつ、下記の順序で検討を進めてきた。

No.	大分類	小分類	
①	1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方 P2	a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方	P3
②		b. マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方	P10
③		c. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方	P18
④		d. 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方	P36
⑤	2. 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方 P47	a. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方	P48
⑥		b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方	P62
⑦		c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や収益化抑止の在り方	P69
⑧		d. 情報流通の健全性確保の観点から見たレコメンデーションやターゲティングの在り方	P73

1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方

- a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方**
- b. マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方**
- c. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方**
- d. 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方**

1 a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方

論点 1 : 情報伝送PFによる災害発生時等に備えた対応の在り方

論点 2 : 災害発生時等におけるマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方

これまでの検討状況

- 情報伝送PF※は、デジタル空間における情報流通の主要な場となっており、その中で偽・誤情報が流通・拡散すること等により、権利侵害、社会的混乱その他のフィジカル空間への影響や、個人の意思決定の自律性への影響が発生・増幅し得る。

※ SNS、検索サービス、動画共有サービス、ブログ、掲示板、ニュースポータル、キュレーションなど、インターネット上で第三者が作成・投稿したコンテンツ（文字、画像、映像、音声等）を不特定の者が受信・閲覧できるように伝送するプラットフォームサービス、又はそのサービスを提供する事業者

- 一方、災害発生時、感染症流行時、テロ発生時など、限られた時間の中で多くの人の間で適時に正確な情報の共有が求められる場面における情報収集・伝達手段としての情報伝送PFの存在感や公共的役割は高まっている。こうした場面では、偽・誤情報の流通・拡散等による社会的影響が質的にも量的にも大きくなり得、また、特にコンテンツ（それに伴う広告を含む。）の閲覧数等に応じて発信者に経済的インセンティブを付与する仕組みを取り入れている情報伝送PFにおいて、経済的インセンティブ目当てのいわゆる「インプレッション稼ぎ」の投稿が増加するなど、情報流通に伴う社会的影響のリスクが高まる。

- その中で情報伝送PFは、公共的役割として人々にとって必要な正確な情報を迅速かつ適時・確実に伝送すべく、例えば以下の①～⑤のような取組について、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することを検討することが適当。

- ただし、表現の自由に対する過度の制約を避ける観点から、こうした検討が求められる「災害発生時等」に該当するための要件や、始期・終期を誰がどのような手続で決定するのかについては、明確に定められる必要がある。

- ① 信頼できる情報源からの情報の伝送確保（プロミネンス）及びその基準の明確化
- ② 災害発生時等に特に適用されるコンテンツモデレーション（「収益化の停止」を含む）に関する利用規約、ポリシー、ガイドライン等の整備
- ③ 上記②の利用規約等を踏まえた適正な対応を実施するために必要な人員等の体制の整備とその状況の公表
- ④ 上記②の利用規約等の運用状況を事後に公表（平時における定期的な公表とは別途、より短期的な運用状況を公表）
- ⑤ 関係機関（行政機関、ファクトチェック機関、研究機関等）との連絡窓口の明確化と、当該窓口を通じた迅速かつ緊密な連携・情報共有
（偽・誤情報の流通・拡散等による社会的影響の大小や軽減措置の有効性を検証するに足りるデータの提供を含む）

引き続き検討が必要な論点

- 情報伝送PFにおいて、具体的にどのような取組をどのような優先順位で検討すべきかは、想定される「災害発生時等」の場面ごとに、平時とは区別した対応が求められる個別具体的な理由によって異なると考えられるところ、**それぞれの場面で平時とは区別した対応が求められる理由と、それに応じて具体的に求められる取組・優先順位**について、どのように整理すべきか。
 - ・ 一般的には情報受信者の需要に応える観点からプロミネンス（①）がコンテンツモデレーション（②）に優先して検討されるべきものと考えられる一方、プロミネンスに加えてコンテンツモデレーションの実施を検討する必要性について、例えば、経済的インセンティブ目当ての偽・誤情報が流通・拡散しやすい場面（災害発生時、感染症流行時等）とそれ以外の場面とで考え方が異なり得るか。
- 上記のような取組について、**どの範囲の情報伝送PFに検討を求めることが適当か。**
 - ・ 例えば、災害発生時等における情報収集・伝達手段としての存在感や、偽・誤情報等の流通頻度、社会に与える影響の深刻度という観点から、利用者数や、サービスの目的・性質などを勘案し、一定の要件を満たす大規模な情報伝送PFのみに検討を求めることなどが考えられるが、どうか。
- **情報伝送PFによる取組の確実な実施や実効性を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。
どのように担保するか。

構成員からの主なご意見

【特別な対応が必要となるタイミングと情報の範囲について】

- 災害発生時「等」と限定しているが、もう少ししっかりと考えておいた方が良い。災害発生時・感染症流行時・テロ発生時と列挙されており、これはその通りだが、漫然と緊急事態だから表現行為に対する介入が許されるのではなく、緊急事態であっても表現行為は色々あるわけで、政府の対応に関する言説は様々あってしかるべき。テロ発生時や、紛争・戦争時に関する様々な言説があつてしかるべきであつて、ほいほいモデレーションしても良いわけではない。表題としては「災害発生時等」で良いが、対象となる情報は「人々の生命身体など安全に直接影響を与えるもの」にし、縛りがあつた方が良いのではないか。タイミングの制限と対象情報の制限の2段階での縛りが必要ではないか。どくさ紛れの言論統制、過剰な統制への備えが必要。【森構成員】
- 特に政治が絡む緊急事態においては、内容も限定的に考える必要がある。思考停止しているわけではないが、国家とPFが手を取って言論統制の作用を果たす場面では、慎重になった方が良い。【森構成員】

【特別な対応が必要となる理由について】

- 災害発生時において、ある種特別の対応を求めるとするのは、通常時と質的に変わるのか、単に量的に変わるのかの整理が必要。偽情報への対応は通常時からもやっているところ、災害時に何を求めるのかの整理が必要。【山本(健)構成員】
- 災害発生時における偽情報対策を特出しすることの理由、位置づけを整理する必要がある。ひいては偽情報がどのような問題を孕んでいて、それゆえにこういう対策が必要、という点についてはとりまとめにおいてしっかり考え方を整理する必要がある。とりわけ欧米では、災害発生時の偽情報よりも民主主義との関係で問題視しており、なぜこの場ではそれを軸にしていないのか、考え方を整理する必要。【曾我部主査代理】
- PFと政府という大きな権力が結びつく場面でもあり、不透明な形で結びつくことにも警戒が必要で、透明性が求められる。【山本(龍)主査】

【情報伝送PFに対応を求めることについて】

- 前提部分として、論点 1「情報伝送PFによる災害発生時等に備えた対応の在り方」ということで、情報伝送PFへの関与にフォーカスするのは適切な論点設定だと思う。PF的な空間に対する政府の介入と、PF以外の空間に対する政府の介入は違ってくるべき。PF空間ではアテンションエコノミー原理が働いており、特に介入が必要だが、それ以外はそうではないことはおさえておくべき。【森構成員】

【コンテンツモデレーションとプロミネンスの関係について】

- 平時と緊急時の違いも重要で、何が異なり上乗せしていくのか。1つはプロミネントではないか。マイナスな情報のモデレーションは平時から必要だが、災害時は情報を求める側面もあり、これにどう応えていくかが求められるのではないかと。【山本(龍)主査】
- 削除するモデレーションよりもプロミネンスを重視するという方向性はあるし、そこに力点を置くのは1つある。他方で、抑制するモデレーションに関して、削除や非表示をするものについては、内容を見てではなく、情報流通の在り方を見ての議論だったので、そういう観点でモデレーションするのであれば、言論統制とは局面が変わってくる。例えば、インプ稼ぎはパターンで分かるもの。コンテンツモデレーションの議論では、政府の介入が即言論統制であるとする思考停止になってしまうので、介入の内実を分析した上で、関わり方を考える必要。【曾我部主査代理】
- 抑制するモデレーションについては、内容規制のような形で規制するのではなく、情報流通の在り方、広告システムとの連動も含めて、削除以外のモデレーションも含めた考え方があるのではないかと。【山本(龍)主査】
- インプ稼ぎについて、自然災害・感染症の場面では横行したが、戦時やテロでは、インプ稼ぎではなく、イデオロギー・社会的な分断を強調する人たちにより攻撃的になったりということもあり得るため、非収益化だけで全て対応できるわけではない。【森構成員】
- プロミネンスを重視するというのはあり得る。ただし、情報影響操作は技術的に可能であり、何を目立たせるかによって情報流通環境を誘導できるため、どういう形でプロミネンスをするか、プロミネンスポリシーについてのルールメイクも必要。【山本(健)構成員】

【政府や研究者へのデータ提供について】

- 災害時等に特に必要となる政府や研究者へのデータ提供は、平時からの計画に含めておいても良いのではないかと。何が起こっているのに対応しているのか、研究機関へのデータ提供や開示していただく、という観点からの透明性確保が重要。【生貝構成員】
- 緊急時のプロミネンスと抑制するモデレーションに加えて、情報公開・透明性・データ提供というツールも、表現の自由への介入にならない形で関与として重要。情プラ法では、日本版透明性レポートと言える年1回の透明性レポートが求められているが、欧州は年に2回。突然の災害時等で偽ボットやインプ稼ぎが頻発する中で、事業者がどういった対応をしてどういう人員体制だったかについて知る頻度は半年に一度でも足りない。適時な形で情報を出していただかないといけな。事後的な検証も必要だが、事態の最中での検証も必要。削除、プロミネント、情報提供の3つで考えてもらえると。【生貝構成員】

【コンテンツモデレーション等に関するルールの策定・変更段階と執行段階の区別について】

- 政府による言論統制について、災害時の利用規約等のルールの策定における透明性や政府関与と、それにしたがって執行していく段階、の二つを分けて考える必要。ポリシーはアジャイルにコロコロ変わり、民主的な議論を踏まえずにクレームごとに対応している。ポリシーが変わったこと自体を周囲が知らない、プロセスを知らないような状況。言論統制と関わってくるのは、ポリシーの策定段階で不透明に進められると、エンフォースメントのレベルでも不透明になるため、上流の部分（ルール策定・変更プロセス）の透明性の確保にどのように政府が関わっていくかの議論が重要。エンフォースメントについてはAIでやっている部分もあるので、人員を増やすこともあるが、AIをどうガバナンスしていくのかという論点もある。【水谷構成員】

これまでの検討状況

- 情報伝送PFによる災害発生時等に備えた対応（論点 1）と併せて、マルチステークホルダーが連携・協力しながら少なくとも次の事項について協議・決定することを検討することが適當。
 - ① 「災害発生時等」の始期・終期の決定
 - ② 情報の収集・分析・活用
例）ファクトチェック結果に基づき、偽・誤情報の発信源・拡散主体の情報を収集・分析し、関係者間で共有・活用（広告関係事業者・団体との情報共有により発信源に対する広告の出稿停止措置に活用、botアカウントの検出）
 - ③ 情報伝送PFに対する協力・対応の要請
例）（②で収集・分析した情報等を活用し、）情報伝送PFに対しコンテンツモデレーション申請等の対応要請を実施
 - ④ 平時への復旧後における事後検証
例）③の協力・対応要請や、「災害発生時等」の期間中の政府による関与等について、過不足がなかったか等を事後に検証

引き続き検討が必要な論点

- 「災害発生時等」の始期・終期の決定（①）をはじめ、マルチステークホルダーによる協議・決定のプロセスについて、透明性を確保しつつ、具体的にどのように定めることが必要かつ適當か。
- マルチステークホルダーによる協議・決定内容の実現や実効性を制度的に担保する必要性について、どう考えるか。どのように担保するか。

構成員からの主なご意見

【特別な対応の始期・終期の決定や事後検証について】

- 何が危機で、どのように範囲設定するのが重要。(DSAでは) 危機対応の勧告を行うデジタルサービス会議があるが、厳密なプロセスで行われる。誰が、どこで危機と決定するかの仕組み、どの程度の対応が求められるかの決定が必要であり、マルチステークホルダーで決定すべきプロセス。危機を事前に定義するのは不可能。【生貝構成員】
- 一連の時限法も有効だが、危機が去った後に事後検証をしっかりとって確認・検証する仕組みが、マルチステークホルダーでなされた方が良い。よかれと思って緊急事態にやったことについての評価が必要。政府からLINEヤフーに位置情報の提供要請があって、PF側で一定の検討をして回答したことがあった。【森構成員】

【連携・協力プロセスの透明性について】

- 緊急時を理由に（連携・協力プロセスの）透明性が損なわれることを懸念。【森構成員】
- 論点 1 に「関係機関との連絡窓口・緊密な情報共有」とあるが、コンテンツの管理に関わる部分で、しかもそこに政府が関与する場合には、外部から可視化できるようにしておく、事後的にも検証可能にしておくことが必要。目的によっても透明化の度合いに違いが出てくる。特に情報交換の場合には、機密性の問題もあるので全てをオープンには出来ないことは当然。目的に応じてどの程度の透明性が
必要かについての議論が必要ではないか。【水谷構成員】

1 b. マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方

論点 1 : マルチステークホルダーによる連携・協力の目的

論点 2 : 連携・協力の主体

論点 3 : 連携・協力の枠組み・政府関与

これまでの検討状況

➤ 国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながら、デジタル空間における情報流通の健全性の確保に向けたガバナンスの在り方等について安定的かつ継続的に議論・検討し、その結果に基づく取組を推進することが重要。

➤ 特に、特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定については、当該ステークホルダーが参加する場において透明性を伴う形で行われることにより、民主的な正統性を確保することが適当。この点、マルチステークホルダー※の間で、少なくとも次のような目的での連携・協力を検討することが適当。

※ 表現の自由をはじめとする各ステークホルダーの権利利益に配慮し、自主的な取組を推進する観点から、どこまで政府が関与すべきかについては、論点 3 参照。

① 健全性確保に向けた取組等に関する協議

例) デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた各者の役割・取組・協力関係等に関する協議を実施

② ガイドラインや行動規範の策定・推進

例) (①の協議を踏まえ、) 健全性確保に向けて各者に求められる取組に関するガイドラインや行動規範の策定・推進

③ 情報流通の健全性に対する影響の予測・分析等

例) 情報伝送PFのサービスが情報流通の健全性に与える影響の予測・分析及びその結果の共有・公表

④ 情報伝送PFに対する協力・対応の要請と事後検証

例) (①～③の取組等を通じて、) 情報伝送PFに対しコンテンツモデレーション申請等の対応要請を実施し、過不足がなかったか等を事後に検証

➤ その他、民産学のマルチステークホルダーの間では、次のような目的での連携・協力も考えられる。

① 情報交換

例) 偽・誤情報の流通・拡散の実態や傾向、対策に向けた取組（ベストプラクティス）、技術動向などの情報交換

② 情報の収集・分析・活用

例) ファクトチェック結果に基づき、偽・誤情報の発信源・拡散主体の情報を収集・分析し、関係者間で共有・活用
(広告関係事業者・団体との情報共有により発信源に対する広告の出稿停止措置に活用、botアカウントの検出)

※ サイバーセキュリティ対策に関するIoT機器調査及び利用者への注意喚起の取組（NOTICE）も参考

③ ステークホルダー間のパートナーシップの確立

例) 情報伝送PFとファクトチェック機関とのパートナーシップにより、情報伝送PFにおいてファクトチェック結果を実効的に活用

④ 政府に対する意見陳述・政策提言

構成員からの主なご意見

- マルチステークホルダープロセスについて、何を目的とするのか。基本的に最も高次なものとしては、様々なステークホルダーに影響を与える重要な決定について、様々なステークホルダーが参加できる民主的な正統性や透明性を確保する、というもの。例えばガイドラインの策定をどのように決定するのか、その運用について誰がどのように意見を述べる事が出来るのか、決定に対するステークホルダーの関与を強調しても良いのではないかと。【生貝構成員】
- 情報提供・情報公開についても、情報を出させる必要はあるが、出された情報を分析する能力が日本では欠如しているのではないか。サイバーセキュリティ分野ではNICTがあり、同様に情報の分析についても体制の整備が必要。【曽我部主査代理】

これまでの検討状況

- デジタル空間における情報流通に関わる民産学のステークホルダーとして、例えば以下のような主体が挙げられるところ、このうち**連携・協力が必要な主体の範囲**については、論点 1 で検討した**目的ごとに、個別的に判断**することが適当。
- 特に、**特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定を行うことを目的とした連携・協力の場には、当該ステークホルダーを確実に参加させる**ことにより、当該協議・決定の民主的な正統性を確保することが重要。

ステークホルダーの類型	具体例
主として情報発信に関わるステークホルダー	・ 伝統メディア（放送、新聞等） ・ ファクトチェック機関を含むファクトチェック関連団体 ・ 専門機関（防災関係、保健関係等） ・ 公共インフラ事業者 ・ 広告主を含む経済団体 ・ その他の制作・発信主体（クリエイターなど）
主として情報伝送に関わるステークホルダー	・ 情報伝送PF ・ 広告仲介PF※ ・ メタバース関連事業者 ・ AI関連事業者 ・ その他の電気通信事業者
主として情報受信に関わるステークホルダー	・ 利用者団体・消費者団体
上記の主体を下支えするステークホルダー	・ 教育機関・普及啓発機関 ・ 研究機関・研究者

※ DSP（Demand Side Platform：広告主の広告目的や消費者に関するデータ等に基づいて広告出稿の管理・最適化を行うためのツール、又はそのツールを提供する事業者）、SSP（Supply Side Platform：媒体主（パブリッシャー）が広告枠の販売の効率化や収益の最大化を図るためのツール、又はそのツールを提供する事業者）など、広告を出稿しようとする広告主と、自身が運営するオンラインメディア上の広告枠を提供しようとする媒体主（パブリッシャー）の間で広告を伝送し、媒体主メディア上での広告表示を可能にするプラットフォーム（PF）サービス、又はそのPFサービスを提供する事業者。

引き続き検討が必要な論点

- 論点 1 で検討した目的ごとに、具体的にどのような主体が連携・協力の場に参加することが適当か。
- 我が国においては、主として情報発信に関わる個人や情報受信に関わる利用者・消費者その他の市民社会の利益代表となる主体の数が必ずしも多くないところ、市民社会の利益をマルチステークホルダーによる協議・決定に反映させるための方策として、どのようなものが必要かつ適当か。

構成員からの主なご意見

- マルチステークホルダーといいながらマルチになっていないという問題もあり、特にリソースを持たない消費者・発信者の利益を誰が代表するのか。【森構成員】
- 政府の関与の度合いについても、リスクとして考える必要がある。自ずとマルチステークホルダープロセスに期待は高まるが、マルチになっていない問題がEUとの違い。EUでは、経済的搾取の対象として消費者代表、データの搾取の対象としてプライバシー保護団体がそろっているが、日本はリソースとして乏しいため、社会のセグメントをしっかりと代表できているのかについての検討・確認が必要ではないか。【森構成員】
- EUと日本の差分を考えることが必要。マルチであることの実質的担保も必要で、ルールメイキングの透明性確保についての論点と絡んでくる。【山本(龍)主査】

これまでの検討状況

- 連携・協力の枠組みの在り方については、関係者の自主的な取組として**アドホックな連携・協力**を積み重ねることや、**協議会その他の「協議の場」に関する制度的枠組み**を整備することなどが考えられるが、この点についても、論点1で検討した**目的ごとに、個別的に判断**することが適当。なお、枠組みの類型としては以下のようなものがあり得る。
- 参加ステークホルダー間の調整や「協議の場」の基本的な制度設計を政府に期待する意見がある。特に**情報流通に関わる特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定**については、表現の自由をはじめとする各ステークホルダーの権利利益に配慮しつつ、協議・決定の実効性を担保する観点から、**政府による大枠の制度設計の下、当該影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステークホルダーが一次的に担い、そうした民産学による協議・決定への違反その他の機能不全が生じた場合に、補完的に政府が関与**する段階的・多層的な形を基本とすることが適当。

連携・協力の枠組み（例）	政府関与	類似の枠組み（例）	メリット	デメリット（課題）
1 法的位置付けのない民間主導の連携・協力枠組み …政府は静観、注視（オブザーブ）又は連携（参加）	弱	• Innovation Nippon • Disinformation対策フォーラム • 放送倫理・番組向上機構（BPO） • クレジットカード・セキュリティ官民対策会議	• 活動の自由度が高い	• 交換される情報の機密性確保 • 一定の法的制約※1 • 活動の安定性・継続性確保
2 法的位置付けのある民間主導の連携・協力枠組み …政府は法律に基づき設定された一定の権限・責務の範囲で関与	政府等の関与度合い ↓ 強	• 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会※2 • 認定匿名加工医療情報作成事業者※3	• 交換される情報の機密性を制度的に担保 • 法的制約※1の回避	• 枠組み自体の安定性・継続性確保（必要なステークホルダーによる網羅的かつ継続的な参加を促すインセンティブ設計の在り方など）
3 法律に基づき設置された協議会等 …政府は構成員として活動に主体的に参加		• 取引デジタルプラットフォーム官民協議会※4 • サイバーセキュリティ協議会※5 • 配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会※6 • 孤独・孤立対策地域協議会※7	• 交換される情報の機密性を制度的に担保 • 法的制約※1の回避 • 必要なステークホルダーの参加を制度的に担保	• 参加ステークホルダーの負担

※1 例えば、個人情報の保護に関する法律27条（第三者提供の制限）など。

※2 電気通信事業法116条の2参照。2024年4月現在、（一社）ICT-ISACが認定。

※3 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律9条参照。2024年4月現在、（一社）ライフデータインシアティブ、（一財）日本医師会医療情報管理機構、（一財）匿名加工医療情報公正利用促進機構が認定。

※4 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律6条参照。

※5 サイバーセキュリティ基本法17条参照。

※6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律5条の2参照。

※7 孤独・孤立対策推進法15条参照。

引き続き検討が必要な論点

- **マルチステークホルダーによる協議・決定の実効性**をどのように担保するか。
 - ・ 特に論点3について制度的な枠組みを整備する場合、例えば、枠組みとしての会議体がその構成員（連携・協力の主体）に対して情報提供・意見表明等の必要な協力を求めることができ、構成員は会議体の協議結果に基づき必要な取組を行うものとするなど、会議体に一定の役割・権限等を持たせることが考えられるが、どうか。論点3について制度的な枠組みを整備しない場合はどうか。
- 情報やデータの交換・提供を目的とした連携・協力を行う場合において、当該情報・データに含まれる**個人情報や機密情報の適正な取扱い**をどのように担保するか。
 - ・ 特に論点3について制度的な枠組みを整備する場合、例えば、個人情報の取扱いの適法性を担保するため、会議体が構成員に対し情報提供を求めることができる旨を法律上明文化したり、機密情報の漏洩等を防止するため、会議体の構成員等に罰則付きの守秘義務を課したりすることが考えられるが、どうか。論点3について制度的な枠組みを整備しない場合はどうか。
- 論点3について制度的な枠組みを整備しない場合において、**連携・協力関係の安定性・継続性**をどのように担保するか。

構成員からの主なご意見

- **マルチステークホルダープロセスの透明性の欠如が常に課題になる**ので、それを論点にする必要。【生貝構成員】
- **マルチステークホルダー間の協議で決まったことを明文化し、エンフォースメントをどう図るか**を考える必要。現状のDPF取引透明化法では、マルチステークホルダーでの協議を参酌してしかるべくPF事業者がやる形だが、その程度で良いのか。【曾我部主査代理】

- 政府の関与についても段階的に考えた方が良い。行動規範を作ってもらったりする必要があるが、ステークホルダー間で決まれば良いし、それにお墨付きを与えるということもある。他方、決定できなかったときに別途政府が決定する安全装置として持っておくことが重要。DSAの行動規範では、マルチステークホルダーで議論して行動規範が決まり、参加する事業者がいれば上手く回るが、上手くできなかったらDSAが持つ権限に基づいて欧州委員会が判断する、という段階的になっている。【生貝構成員】
- マルチステークホルダープロセスというのが、全てを覆い隠すようなマジックワードとして使われるが、魔法のように色々解決するプロセスではない。要所要所を法律で義務付けしないと機能しないし、事業者が免罪符として使うことが最悪のパターンであり、そう使われないようにする必要。そのため、マルチステークホルダー方式でも良いが、真に狙いを実現するためには義務づけや体制が必要。参加を義務づけることが一定の範囲で必要かもしれない。【曾我部構成員】
- 国家とPFが握っての言論統制を避けるには、第三者の関与・客観性の関与が必要。マルチステークホルダープロセス以外にも、DSAでは行動規範や危機管理の監査に第三者が評価。災害対応の文脈でもどのように第三者関与を作っていくかが重要。【生貝構成員】
- 法に基づくマルチステークホルダープロセスを作るならば、マルチステークホルダーで決めるというプロセスをできるだけ経るように運用し、それで難しければ最後のガーディアンとして政府が関与する、という2段階構えが重要ではないか。【生貝構成員】
- バックストップパワーを制度枠組みで作っておくこと。数年やってみて無理だったら立法しようというのではなく、まずは自主規制でやってみる、それで難しければ透明な手続きにより政府が決定するというのを一つの制度の中で構築できると望ましい。【生貝構成員】
- 最終的な保障者として政府が存在する必要性についてはその通り。【曾我部主査代理】
- 国の関与は多層的で、例えば情報公開義務を定めるのは、それ自体が政府の個別的な関与ではなく、制度設計の話。マルチステークホルダープロセスが政府の具体的な関与のない形でワークするための前提条件として、インセンティブ構造を設ける必要があり、そこは必要な部分を法律で定めることがあるところ、そのレイヤーは政府の個別的な介入ではない。次に、この枠組みの中で、上手くいかなかったときに個別的に政府が介入するラストリゾートがある。EUでうまくいっている理由は、最後はマルチステークホルダーではなく義務づけがありえるということが、ある種の牽制機能となっており、最初からマルチ以外はやらないということだと十分なメッセージにならないのではないか。国の関与も複数レイヤーがあると思う。【曾我部主査代理】
- 問題の状況や性質によって、しばらく任せてみようとなるところと、そうではないところがあると思い、その評価手法も含めて国がどう作るか。【生貝構成員】
- 政府の関与というと、抽象的にとらえるとリスクがあり危険なため、多層的にとらえて粒度高く議論していくことは、次回以降でも重視していきたい。全体主義・言論統制に向かうリスクを抑えるための政府の関与と、関与自体がリスクになる関与があり、関与自体がリスクになる関与に対してどうガバナンスするかが重要。【山本(龍)主査】

1 c. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方

論点 1 : 対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲

論点 2 : 偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型

論点 3 : 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の促進方策（総論）

論点 4 : 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の契機

論点 5 : コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保

論点 6 : 偽・誤情報の発信を抑止するための方策

論点 7 : 偽・誤情報への対応策の実施を求める情報伝送PFの範囲

これまでの検討状況

- 情報伝送PFは、デジタル空間における情報流通の主要な場となっており、その中で偽・誤情報が流通・拡散すること等により、権利侵害、社会的混乱その他のフィジカル空間への影響や、個人の意思決定の自律性への影響が発生・増幅し得るところ、こうした社会的影響の軽減等に向けて対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲については、少なくとも、次の①・②の要件をいずれも満たす情報が原則として含まれるものと考えることが適当。

① 検証可能な誤りが含まれていること

- ※ 誤りが含まれていることに関する発信者の認識（主観的意図）については、「偽情報」と「誤情報」とを画する要件にはなり得るものの、情報伝送PFにおいて判別困難と考えられることから、対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲の要件としないことが適当。
- ※ 「内容」に誤りが含まれている情報のみならず、なりすましアカウントによる投稿など、発信者の「名義」に誤りが含まれる情報も含む。

② 次の各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められること

- ※ どのような「偽・誤情報」に対して、具体的にどのような対応（具体的な方策）を実施すべきかは、次の i. ～ iii. の各要素の有無・軽重により異なり得る。

- i. 当該情報そのものが有する**違法性・権利侵害性・客観的な有害性**（及びその明白性）
- ii. 当該情報が流通することによる**社会的影響の重大性**（及びその明白性）
例）人の生命、身体又は財産への重大な悪影響
個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目して表示先や表示順位が決定（レコメンデーション）されることによる影響の増幅 など
- iii. ①の誤りが含まれていることについての検証の容易性（誤りが含まれていることの明白性）

- 他方、パロディ・風刺など、客観的な有害性（上記② i.）や社会的影響の重大性（上記② ii.）がともに小さい情報については、対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に含まれないものと考えることが適当。

引き続き検討が必要な論点

- 前スライド①の要件に関し、必ずしも誤りは含まれていないが文脈上誤解を招く（ミスリーディングな）情報や、情報影響操作をどう捉えるか。
- 前スライド② i .及び ii .の要素に関し、人の生命、身体又は財産への影響のほかに、社会的利益など、具体的にどのような権利利益への影響や有害性を考慮すべきか。
- パロディ・風刺のほか、どのような類型の情報について、対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に含まれないものと考えべきか。
 - ・ 例えば、伝統メディアによる誤報をどう取り扱うか。

構成員からの主なご意見

【全体について】

- 第1段階として、偽情報と誤情報を区別する意義がどれだけあるのか。端的に意図を問わずに誤った情報として定義するが第1段階で、そこから何に対応するかが第2段階で良いのではないかと。【山本(健)構成員】
- 偽・誤情報の範囲には形式上該当するが例外として括り出す必要があるものがある。パロディ・風刺に加えて、報道の自由の観点から、報道機関による誤報がある。誤報は起きうることなので、例外として括り出すのが良いのではないかと。【水谷構成員】
- 水谷構成員からメディア等の情報について言及があったが、偽・誤情報の範囲として除外するのも一つあるし、欧州では、DSAと同時にメディア自由法で、信頼できる情報源をコンテンツモデレーションからの保護の対象にするという2段階の法制度となっている。具体的なセーフガードの措置とセットで考える価値がある。【生貝構成員】
- 特に選挙の場面において、情報影響操作をどう考えるかは避けて通れない。必ずしも偽とも誤とも限らないものをどうスコープに含めるか、念頭に置くべき。【生貝構成員】
- 外国のルールを見るときの見方だが、直接削除を義務づけるルールやアプローチはDSAでもない中で、偽・誤情報については概ねこういうものだという定義がなされている。手法との関係で定義づけを見ていくことが大事。【石井構成員】

論点 1 対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲③

【全体について（続き）】

- 山本(健)構成員らご指摘の通り、偽情報と誤情報を分ける実益はないと思っている。社会的な影響・重大性に軸足を置く方が望ましい。理由としては、外形的に意図の有無の評価をするのは、偽・誤情報が大量に流通する中でPFが個別に評価するのは難しい、コンテンツモデレーションにあたって偽なのか誤なのかは関係しない。どういふ影響があるかの観点から議論するのが望ましい。偽・誤情報そのものについて定義づけるのは意義がある。【石井構成員】
- 実際何らかの制度等に整備するときに「こういう類型に対してはこういう対応を求める」と書いていくと思うが、類型毎に情報と手段を一對一で整理するべき。全般的に共通して議論すると、表現の自由との関係でセンシティブな議論において雑になりかねないので、定義の類型を分けるのを明示的に行った方が良いのではないかと。その上で、違法・権利侵害情報があり、それが一番厳しい類型であるのは違和感ない。【落合構成員】
- 水谷先生から公職者の名誉毀損についてご発言に関し、論点 1 で、プライバシー侵害、肖像権侵害を含む人格権侵害も「偽・誤情報」の文脈においてカバーされるのかどうか（どこまでカバーできるのか）を整理した方が良さそうです。偽でもない誤でもない権利侵害情報の扱いです。なりすましは偽情報に含まれそうですが、純粋な個人情報やプライバシー情報の暴露で、精神面に被害をもたらすようなものは、偽誤情報の文脈からは外れるだろうと思われます。日本の従前の議論では権利侵害情報にはプライバシーや名誉毀損が入っていますので、ここでの権利侵害概念は違った文脈で論じられているように思いました。【石井構成員 ※会合後の追加意見】

【違法性・社会的影響の重大性について】

- プラットフォーム事業者がポリシーを作っているが、ヒアリング結果を見るに、意図性よりは社会的影響の重大性、誤りの明白性が重視されている印象。議論の範囲としてはその 2 点が重要。【水谷構成員】
- 違法性・社会的影響の重大性について、違法性だけを着目しすぎると、特定の人に対する攻撃ではない流言飛語は、社会的影響でカバーされているのかもしれないが、震災やコロナとの関係では十分に対応できない可能性がある。違法・権利侵害だけに寄りすぎないようにすることが重要。【落合構成員】
- 社会的影響の重大性に「詐欺被害」が入っているが、詐欺については働きかけをしている時点で詐欺未遂の実行行為があり、違法性がある例なのではないか。【落合構成員】
- 中心となるべき考え方は、有害性ではないか。偽である、誤っていることだけで表現の自由の外に置けるのかというと難しい。偽・誤情報対策では有害なものをイメージしているはずで、ワクチン・災害・詐欺広告など。有害性を基本に考えるべきだが、有害性だけだと広くなってしまう恐れがあり、社会的影響を取り込むと有害性は際限ないものになってしまう。「生命・身体・財産に対する明白な危険」として縛りをかけ、その限度で踏み込んだ対応をすることで、現場で困らないようにするためにも、表現の自由との関係を両立できるのではないか。例外的に、収益目的の情報への非収益化など、個別の細かい対応策があるとしても、中心は「生命・身体・財産への悪影響」でいいのではないかと。【森構成員】

論点 1 対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲④

【違法性・社会的影響の重大性について（続き）】

- 我々には情プラ法があるので、権利侵害についてはそちらでカバーされているのではないか。【森構成員】
- 生命身体に影響を与える情報がプライオリティ高いのはその通り。他方で、それ以外について論点としてどのようにスコープに入れるかといったときに、グラデーションをつけて対象の種類を考えるプロセスはある程度必要。情報の種類、選挙や災害等の緊急度合いに応じてくるし、それ以外は一段緩やかな措置を考える価値もあるかもしれないが、そういった整理があるのではないか。【生貝構成員】
- 対応すべき偽・誤情報とは何かについて色々ご意見をいただいた。共通しているのは、偽・誤情報と漠然に定義して迅速な対応を求めることは、表現の自由との関係で問題があるのではないかと、有害性・社会的影響の重大性に鑑みて対応すべきものを絞り込むことが重要ということ。どれくらいプラットフォーム事業者の裁量を認めるかがポイントになっており、裁量が狭くて対応すべきものと、裁量の広くて対応に幅があるものに分けられ、裁量にもグラデーションがあると思う。情プラ法も出たが、権利侵害情報については影響が重大・深刻で、プラットフォーム事業者の裁量は狭くなっている。それに近いものをどう考えるのかという点で、森構成員から「生命・身体・財産に対する明白な危険」という話があったが、対応が特に必要となると理解した。【山本(龍)主査】
- 安全保障や民主主義への影響があるものを取り込むべきかどうか。【山本(龍)主査】
- いずれにせよ重要なのは比例性だと思っており、「雀を撃つのに大砲を使うな」というドイツ法の格言もあるが、重大性に応じた措置をグラデーションで考えていく比例性が重要であることは共通していたと思う。重大なものをどう切り分けるかについては論点。【山本(龍)主査】
- 森構成員が言うような、個人の財産・生命に関わることは中核だが、選挙に関わる部分について、偽・誤情報がきっかけでフィジカル空間における妨害・暴力行為に繋がることも検討しておく必要。比例性の通り、対応のレベルにグラデーションは設けるべきだが、一般的な射程としては民主主義の影響も考慮する必要があると思う。【水谷構成員】
- 生命・身体・財産が中心であり、グラデーションで強い規制を要請する対象であるというのは理解。知る権利・意思形成過程の保護が一番緩やかにあり、その過程で偽・誤情報への対応が検討される。民主主義・選挙・安全保障といったトピック毎に重要なものについては、もう少し対策の幅が広がるという印象がある。【山本(健)構成員】
- 選挙について注意事項が2つある。対策しすぎることが情報影響操作や世論形成になりかねないため、どういう対策のルールにするかを明確にする必要。もう1点は、選挙期間に対応するものなのか、全体的に対応すべきなのかという論点もある。影響操作が徐々に来るものだとすると、選挙期間だけに対応しても意味がないため、段階的なのか、どういう対策をするかも論点。【山本(健)構成員】
- グラデーションを整理する必要があることは明らかになってきている。政治的な意見表明は表現の自由の中でも核心的であるが、選挙の公正性の確保という重要な公益もあるので、どうバランスを取るかは重要なポイント。【山本(龍)主査】

【違法性・社会的影響の重大性について（続き）】

- （資料WG23-1-3のP19について）iとiiの整理について新たに気付いたのでコメントさせてください。iは情報そのものの違法性・権利侵害性の観点ですが、iiの前段は情報そのものの問題と、それが拡散することによる影響という2つの観点が混在しているように思います。そうすると、iiの前段はiに入れても良いのではないかと思います。もちろん、違法情報と有害情報を区別するという従来の前提からは両者を同居させるべきではないという考えもあるかとは思いますが、偽情報対策では、違法でなくとも対策をするという点が一つの特徴だとは思いますが。【曾我部主査代理 ※会合後の追加意見】
- 曾我部先生のご提案についてですが、違法情報と有害情報の区別と、情報そのものとその流通による影響の区別という軸があるので、iとiiの整理は悩ましいところになっていると思いました。曾我部先生のご提案に違和感はありませんし、各要素の整理としてはすっきりすると思いましたので、こちらにご修正頂くのも一案と思います。他方で、違法・有害の区別を重視する、とりわけ有害情報の場合は流通による影響が考慮要素として重要になる、というような意図があるのであれば、現状のままで問題はないと思いました。【山本(健)構成員 ※会合後の追加意見】

【誤りの検証可能性・容易性について】

- 検証可能性に関しては、判定できるかどうかと、判定が定義上厳しいが対応しないといけない真偽不明系の情報がある。特に陰謀論の多くは後者の性質を持つ。論点2の対応とリンクしてきて、明白な誤った情報は削除もあるが、真偽不明の情報を削除の対象にするには表現の自由の関係で問題なので、ラベルなどでの対応という印象。【山本(健)構成員】
- 明白性を要求するかどうかは、必ずしも自明ではなく、検証可能であれば明白でなくても対応していいのではないかという気もするし、やや議論の余地がある気がする。【曾我部主査代理】
- 曾我部主査代理に賛成。偽・誤情報の定義の際にお話したかもしれないが、危険性とか有害性を中心に判断されるべきだと思うので、明白な誤りを要件にしなくてもいいのではないかと思っている。【森構成員】
- 曾我部先生がご指摘されたように、「検証が可能かつ容易（明白）な誤り」というのは、確かにややわかりにくい日本語ですので修正の必要はあるかと思いますが、森先生がおっしゃった明白性の要素はいらないのではないかという点については、慎重に考える必要があると思います。検証の容易性にはグラデーションがあると思いますが、少なくとも、「検証可能な誤り」が含まれているとの要件は必要であると考えます。その上で、対応の即時性や強さの観点から、明白な誤りがあることを一方の極として、考えていくのが妥当ではないかと思います。社会的影響のみに着目した対応を検討するのであれば、「偽・誤情報への対策」とは別の立て付けで検討を行う必要があると思いました。【山本(健)構成員 ※会合後の追加意見】

【誤解を招く（ミスリーディングな）情報について】

- 誤解を招く情報については、社会的影響の重大性との関係で対応範囲が決まってくる印象。公職選挙法では虚偽事項公表罪として、事実をゆがめるという条文が入っており、ミスリーディング的なものも対象になる印象。選挙という重大な場面についてはミスリーディングな情報も対応可能と解釈できるならば、重大なものについては対策も考えられるのではないか。【山本(健)構成員】
- ミスリーディングな情報については評価が分かれるので、必ずしも広く含めすぎないようにすることが合理的。【落合構成員】

【「名義」に誤りが含まれる情報について】

- 昨今の投資被害を見るに、詐欺行為にかかる場合も多いので、名義誤りについては重視して考えていくべき。【落合構成員】
- 名義に関して、なりすましは権利侵害情報で取り込めるので、情プラ法の話かと思っている。【森構成員】

【ターゲティング・レコメンデーションとの関係について】

- もう一つ検討すべきは、対象者の特性・閲覧者の特性によって出し分けるパターン。（親会で）My Data Japanからご説明があった通りで、有害性はそこまでなくとも、若い人や刺さりやすい人に限ってレコメンド・ターゲティングするようなものについては対応する必要があると思う。表現の自由と有害性の緊張関係の説明にあたっては、こここそが新しい問題で、思想の自由市場の失敗の中心にある新しい問題と思っている。そうではない新しい種類の脅威により、ケンブリッジアナリティカも起きているわけで、失敗の真ん中の問題。非収益化のような表現自由に影響の低いパターンとは別に、介入について考える必要。【森構成員】

論点 2

偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型①

これまでの検討状況

- 論点 1 で検討した範囲の「偽・誤情報」に対し、**情報伝送PFがその流通・拡散を抑止するために講ずる措置（いわゆるコンテンツモデレーション）**※としては、以下のようなものが有効。
※信頼できる情報の受信可能性の向上（いわゆるプロミネンス）を通じて間接的に偽・誤情報の拡散を抑止する措置を含む。
- ただし、**具体的な偽・誤情報の流通・拡散状況等により、各措置の有効性には差があり得る**ことに留意が必要。
例）収益化の停止（②）は、経済的インセンティブ目当てのいわゆる「インプレッション稼ぎ」の投稿による偽・誤情報の流通・拡散に対しては有効と考えられる一方、イデオロギーや政治的意図を持って発信された偽・誤情報の流通・拡散に対する効果は限定的である可能性。

コンテンツモデレーションの主な類型			概 要
	抑止効果	可視性への影響	
①発信者に対する警告表示	低？	影響なし	不適切な内容を投稿しようとしている、又は直近で投稿したことが判明している旨の警告を表示する措置（投稿自体は可能）
②収益化の停止	中？	影響なし	広告を非表示にしたり、広告報酬の支払いを停止することにより、収益化の機会を失わせる措置
③ラベルの付与	中？	影響なし	情報発信者の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置（本人確認を行っていない利用者の明示等）
	中？	一部影響あり	情報の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置（ファクトチェック結果の付与等）
④表示順位の低下	高？	一部影響あり	投稿されたコンテンツを、受信者側のおすすめ欄等の表示候補から外したり、上位に表示されないようにする措置
⑤情報の削除	高？	影響あり （可視性ゼロ）	投稿された情報の全部又は一部を削除する措置（新規投稿等は可能）
⑥サービス提供の停止・終了、 アカウント停止・削除	高？	影響あり （可視性ゼロ）	サービスの一部から強制退会、又はその一部の利用を強制終了し、新規投稿等をできないようにする措置 アカウントの一時停止又は永久停止（削除）を実施する措置

⑦信頼できる情報の受信可能性の向上（いわゆるプロミネンス）

論点 2 偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型②

引き続き検討が必要な論点

- 表示順位の低下（④）について、可視性への影響が大きくなり得ることに鑑み、情報の削除（⑤）やアカウント停止・削除（⑥）等と同様の取扱いをすべきか。表現そのものは残るため、これらとは区別すべきか。

構成員からの主なご意見

【収益化停止について】

- 収益化停止はアテンション・エコノミーとの関係では重要な手段だが、悪意ある攻撃者を収益化停止だけでは行動をやめさせられない場合もある。収益化停止はアテンション・エコノミー対策の面ではバランスが取れているが、収益化停止だけでは止められない行為について、論点 4 との関係でも検討が必要。【落合構成員】
- （収益化停止について）論点 2 では抑止効果として「中」となっている。可視性という点で影響がないというのはその通りだが、収益を止められてしまう圧力は、表現行為に対する萎縮効果としてはあると思う。萎縮効果を良い形で狙えるので一概にだめとは言えないが、収益化停止も表現活動の可視性に影響するという点は考慮する必要。【水谷構成員】
- 水谷構成員がおっしゃった、非収益化のような可視性に影響しないものは、インプ稼ぎについては有効な手段となるし、萎縮効果もあるかもしれないが、表現の自由との対立が大きいとは言える。生命・身体・財産に対して脅威をもたらす情報は、収益と関係なく強い意思によってなされるので、表現の自由と真正面に対立するような送信停止や非表示を要請することについて、表現の自由と有害性の対立は険しい。可視性に影響しないのであれば対象範囲は広い。【森構成員】

【その他の類型について】

- 表示順位の低下をどう捉えるか。アルゴリズムに基づいた介入だが、⑤（情報の削除）⑥（サービス提供の停止・終了、アカウント停止・削除）に比べると直接的ではないが可視性という点での影響は大きいため、表現の自由の関係でどうなるかは整理が必要。【落合構成員】
- 警告表示は一番ライトなので頻繁に起こったとしてもあり得る。【落合構成員】
- モデレーションという時に、問題ある投稿を抑制していくということだけではなく、プロミネンスみたいなことをやっていくことも大事。【曾我部主査代理】

これまでの検討状況

- 論点1で検討した範囲の「偽・誤情報」に対し、その期待される役割・責務に鑑み、**情報伝送PFがコンテンツモデレーションを実施することを促進等するための方策**として、例えば次のような方策が考えられる。

（1）対応の透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保

- (例)
- ① コンテンツモデレーションに関する**基準や手続を事前に策定・公表**
 - ② コンテンツモデレーションの実施要否等の判断に関与する**人員等の体制に関する情報を公表**
 - ③ 上記①の基準の**運用状況を事後に公表**
 - ④ コンテンツモデレーションを実施した場合に、**その旨及び理由並びに不服申立ての方法を発信者に通知**

（2）対応の迅速化を通じた実施の促進

- (例)
- ① 外部からの**コンテンツモデレーション申請窓口を整備・公表**
 - ② 上記①の窓口を通じて申請があった場合に、**一定期間内にコンテンツモデレーションの実施の要否・内容を判断し、申請者に判断結果（及び不服申立ての方法）を通知**
 - ③ コンテンツモデレーションの実施の要否・内容を判断するための**体制※を整備**
 - ④ 一定の条件※の下で行ったコンテンツモデレーションにより発信者が被った損害について、**情報伝送PFを免責**
- ※ コンテンツモデレーションに関する不服申立てを受け付ける体制を含む
- ※ 例えば、行政機関等の特定の第三者からの要請を受けてコンテンツモデレーションを実施した場合など

（3）可視性に影響しない措置の確実な実施

- ・「収益化の停止」や「発信者に関するラベルの付与」など、情報そのものへの可視性に影響しないコンテンツモデレーション（又はそれ以上の措置）を体制を整備して確実に実施

（4）可視性に影響する対応も含む措置の確実な実施

- ・「情報の削除」や「アカウント停止等」など、可視性に影響するコンテンツモデレーションも含め、体制を整備して確実に実施

（5）上記（1）～（4）の組合せによる対応

- 上記のような方策については、①権利侵害情報に該当する偽・誤情報、②違法情報に該当する偽・誤情報、③その他の論点1で検討した範囲の偽・誤情報など、**偽・誤情報の特性・性質に応じた対応**を考えることが適当。

引き続き検討が必要な論点

- 上記のような方策について、偽・誤情報の特定・性質とそれに応じた対応を一定程度類型化することは可能か。
- 上記のような方策の実効性を制度的に担保する必要性について、どう考えるか。
制度的な対応を行わない場合、どのような対応があり得るか。
 - ・例えば、上記（１）～（５）のような対応を情報伝送PFに義務付けることが考えられるが、どうか。
この場合、執行手段・プロセスとしてはどのようなものが必要かつ適切か。
 - ・他方で、上記（４）を制度的に担保する措置（コンテンツモデレーションの種類のうち、「情報の削除」や「アカウント停止等」の義務付け）については、過度な情報削除やアカウント停止が行われるおそれがあることや、発信者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等から慎重であるべきとの考え方があり得るが、どうか。

構成員からの主なご意見

【全体について】

- DSA第14条（利用規約）第４項に、コンテンツモデレーションの実施に際して基本権への配慮が必要という規律がある。日本法では見ない書きぶりだが、実際に実施していただく上では大事なことであり、どのように規範として落とし込んでいくのかを考える上では参考になる。【生貝構成員】
- 様々な幅広い問題を扱っている中で、いかなる対応が望ましいかということは、リスクベースで最終的に整理していく必要が出てくるだろう。リスクベースにも様々な用語の使い方があるが、AI法のリスク４段階を念頭に置いてみると、脆弱な個人に対してターゲティング広告の特定の類型を禁止すべきかといったことについては、おそらく脆弱性につけこむようなターゲティング広告はPF上では行うべきではないという、禁止せざるを得ないといった問題もおそらく問題の類型によっては出てくるだろうし、もう少しリスクが低い場合には、禁止はしないがちゃんとリスク低減するような様々な措置をとってくださいと。それもリスク低減の方法にも、自己評価から一定の基準に従ったプロセスを取ることから様々なある、さらには情報の透明性だけで問題が解決するといったことにはそれに対応すべき。また、今回様々な課題について巨大なプラットフォームを念頭に置いていることは正しいと思うが、広告主に対するガイドライン・ガイドブックのような準ソフトロー的なアプローチは広く様々なステークホルダーに向けられても良いと思う。最終的に、合計して一つのアプローチ・規制強度に落とし込むわけでは必ずしもなく、リスクに応じた考え方を整理していくことが望ましいと思う。【生貝構成員】

【（２）対応の迅速化を通じた実施の促進について】

- 理由通知に加えて、不服申立てのようなものも「体制」の中には入っていることを明確にしておいた方が良い。「申請窓口」と広くは言えると思うが、不服申立てや苦情処理は、金融法制では体制整備と別で書かれることも多い。【落合構成員】
- 事業者に対する免責について、典型的に考えられるのは、コンテンツモデレーションを実施したときに発信者側からオーバブロックの責任を負わされるが、免責してあげないと事業者は板挟みに遭う。事業者にある種の注意義務のような形でコンテンツ管理をやりなさいというインセンティブをするならば、それによるミスについては免責をある程度考えて同時に設計することが重要。コンテンツモデレーションについても、インプレッション稼ぎのデマネタイゼーションについても同じことが言えるのではないか。【水谷構成員】

論点 4 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の契機①

これまでの検討状況

- 論点 3 で検討した方策について、少なくとも他人の権利を侵害する違法な偽・誤情報の場合、自己の権利を侵害されたとする者（被害者）からの申出・要請を契機としてコンテンツモデレーションを実施することが、濫用的な申出・要請のおそれも小さく適当。
- 他方で、行政法規に抵触する偽・誤情報の場合に、当該行政法規を所管する行政機関※からコンテンツモデレーションの申出・要請が行われる可能性があるところ、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対し発信者や情報伝送PFを救済するために、次のような方策を検討することが適当。 ※ 行政機関の委託や認証を受けた機関を含む
 - ① 行政機関において、申出・要請に関する手続等※を事前に策定・公表 ※事後救済手段を含む
 - ② 行政機関において、実際に行った申出・要請の状況を事後的に公表
 - ③ 申出・要請に応じて実施されたコンテンツモデレーションにより発信者が被った損害について、情報伝送PFを免責
 - ④ コンテンツモデレーションを実施した情報伝送PFにおいて、行政機関の名称等の情報を発信者に通知

引き続き検討が必要な論点

- 違法ではない偽・誤情報の場合に、どのような契機でコンテンツモデレーションを実施することが適当か。
例) 当該情報付近に広告を表示された広告主からの申出・要請
ファクトチェック機関からの申出・要請
その他情報伝送PFが自らあらかじめ定めて公表した信頼できる第三者からの申出・要請 など

構成員からの主なご意見

【行政機関からのコンテンツモデレーションの申出・要請について】

- 現行法（薬機法）でも、広告については政府機関から送信防止措置の実施を要請できるという規定が既に存在しているわけで、その後どのように動くのか、透明性についてどのように確保されているのかは調査が必要。【山本(龍)主査】
- DSAでは、違法コンテンツについて削除を直接義務づける規定はないとのことだった。司法や行政からの要請があるときに、権利侵害と違法情報の違いは、権利侵害情報は実際に被害者がいるので濫用の危険はないが、違法の場合は裁判所により違法性の判断がなされる前の段階であるので、行政が違法性を恣意的に解釈して要請する可能性がある。違法性を広く読み込んで削除を要請することで濫用される問題が、権利侵害情報との違い。ここをどうガバナンスするかが重要だと思う。行政機関による申出をどう評価するかとともに、その際の透明性確保をして、検閲として使われないようにすることが重要。【山本(龍)主査】
- 権利侵害の場合と行政法規への抵触の場合で分けるのもそうだが、権利侵害についても、公職者等に対する権利侵害の場合は公益性が重要になる。そこで恣意的な濫用を防ぐために、行政機関からの申請については、ここで挙げられている4点の透明性を、総務省以外の省庁も取っていただくことを前提に考える必要。特に、行政機関における申請について、論点5には「事後救済手段含む」と書いているが、通常、コンテンツモデレーションにおいてオーバーブロッキングが生じた場合は、ユーザーはプラットフォームに異議申し立てをするが、行政機関から要請の場合、プラットフォームへの異議申し立てではなく行政側に異議申し立てできる仕組みの確保が重要だと思う。それも含めた透明性プロセスを確保することが重要。【水谷構成員】
- （行政機関からのコンテンツモデレーションの申出・要請の）法的効果について。罰則ではなく、まずは一定期間内にどう対応したかを情報伝送PFから報告してもらうことが法的効果だと思う。透明性のための措置はやってもらうべきだし、事後検証を表現の自由の観点からオープンな場でしてもらう必要。【森構成員】

これまでの検討状況

- 論点3で検討した方策について、情報伝送PFによるコンテンツモデレーションが過不足なく実施されていることについて、利用者を含む社会一般が確認し、情報伝送PFのサービスに対する信頼性を向上させるための方策として、情報伝送PFにおける次のような措置の実施を検討することが必要かつ適当。
 - ① コンテンツモデレーションに関する**基準や手続を事前に策定・公表**
 - ② コンテンツモデレーションの実施要否等の判断に關与する**人員等の体制に関する情報を公表**
 - ・ 特に、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の配置状況に関する情報の公開
 - ・ AI等の自動的手段を利用する場合における当該手段に関する情報（実効性、エラー率等）の公開
 - ③ 上記①の基準の**運用状況を事後に公表**
 - ④ コンテンツモデレーションを実施した場合に、**その旨及び理由並びに不服申立ての方法を発信者に通知**

構成員からの主なご意見

【基準・手続の事前策定・公表について】

- 人の関与の程度が重大な論点になるのではないか。たくさんの件数の情報の全てを人が見ることは出来ない現実があり、即時に色々な対応をするという意味で、機械的な対応だからこそ出来る側面もある。他方、センシティブなもの・際どいものについてきめ細かい判断を迫ると人が有益になってくるので、一長一短があるため組み合わせをしていくべき。【落合構成員】

【発信者への理由通知について】

- 理由の通知をどの程度求めるかが、コンテンツモデレーションにおいてセンシティブな論点。プラットフォーム事業者の表明や各種論文を見るに、理由の通知により逆に悪用される恐れもあるところ。全く連絡が来ないのは論外だが、一方で単に詳しく通知させるのが一番良いわけではないので、理由通知についてどのくらいのものかがいいのかを掘り下げていくことが重要ではないか。【落合構成員】

【リスク軽減に向けた措置についての透明性について】

- コンテンツモデレーションをどのように実施しているかの基準や事後的な透明性に加えて、どういう対策をしてどういう効果が出たかの透明性がより重要。ただ、何を公表してもらうべきか見えづらく、「これについて透明性を」とするのは難しい。事業者に対して効果検証に有益そうな情報を求めることとして、決め打ちしない形で求める立て付けも必要。【山本(健)構成員】
- 山本(健)構成員ご指摘の、どういう対応をしたのかについての評価の透明性は、個別の対応の透明性よりも、どんなリスクを念頭に置いてアーキテクチャの設計含め、どういうリスク低減のための措置をしているかの透明性を考えるべき。DSAのシステミックリスク条項のような取組は、透明性の確保と深く関わるところで、そういったところからも条文を見る価値がある。【生貝構成員】

引き続き検討が必要な論点

- コンテンツモデレーションの実施を促進する以外に、論点 1 で検討した範囲の「偽・誤情報」の発信を抑止するための方策として、どのようなものが考えられるか。

※ こうした方策として、例えば、アカウント登録時の本人確認の厳格化、botアカウントの抑止策の導入（アカウントの有料化等）、特定のサービスアーキテクチャの採用（シェア、リポスト等の拡散機能の利用に複数のアクションを要求する等）等が考えられる。このうちアカウント登録時の本人確認の厳格化については、「偽・誤情報」の発信を抑止するための方策としての実効性に疑義があること、匿名表現の自由への制約となり得ることを踏まえれば、その導入には慎重な検討が必要と考えられるのではない。

構成員からの主なご意見

【アカウント登録時の本人確認の厳格化について】

- アカウント登録時の本人確認の厳格化だが、登録時というのが気になった。最初は確認して適当に譲渡できるようになっていないか、登録時の確認だけで悪用されないことが担保されているのかどうかは検討が必要。【落合構成員】
- （本人確認の厳格化について）匿名表現の自由があるので、よくよく慎重に考えないといけない。積極的に本人認証機能を事業者が実装していくように促進していくのはいいと思うが、義務的な本人確認の厳格化、全ユーザーについてそういうことをするのは慎重に考える必要があると思う。【曾我部主査代理】
- PF自体が電気通信事業法等でそもそも本人確認しているという場合もあり得る。曾我部主査代理のお話を踏まえて本人確認を掘り下げた方が良かったところで、そもそも電気通信事業者や携帯電話事業者は本人確認をしているところがあり、それとの関係でPFに改めて本人確認を行わせるという、全体として本人情報を電気通信事業者やPFに持っておいてもらうことにするのか、今の法制においてどうなっているのか、厳格化というのが何を指しているのかという点がある。電気通信事業法や携帯電話不正利用法などで書かれている場合があって一定程度義務がかかっている場合があるので、そこについては整理した方がいいのではないかと。【落合構成員】
- PF上で名前を出すことまでは求めない趣旨と理解。【落合構成員】
- 本人確認の厳格化について、何のためにそもそも行うのか、何らかの情報開示を求められた場合に対応してもらえるようにするのか、不正防止として複数アカウントを作ろうとしてきたものを対策するためなのか等、本人確認の必要性や現状を分析した上で、さらに何かの情報を付加した方が適切な対策が取れるのかどうか、個別に分析した方がいいのではないかと。【落合構成員】
- 本人確認を厳格化することが、偽情報の発信抑止にどうつながるかがよく分からない。それによる効果と、匿名表現の自由を制限することになると思うので、慎重にやった方がいい。【水谷構成員】

【特定のサービスアーキテクチャの採用について】

- コンテンツモデレーションの実施を促進する以外に偽・誤情報の発信を抑止する方策として、本人確認の厳格化があがっているが、もう一つ重要なポイントは、プラットフォームのデザインやアーキテクチャ。偽・誤情報のプラットフォーム上での増幅を考えると、シェア、リポスト等の拡散の仕組みにおいてある程度の摩擦を設けるのが、抑止の方法として有効なのではないか。簡単にシェアできる仕組みでなく、シェアボタンを押したらちょっと警告が出るだけでも、ナッジとして、行動が変わってくると思う。事業者としても既にそういう対応をされているところもあると思うが、そういった点も考慮されて良いのではないか。【水谷構成員】
- 水谷構成員ご指摘の通り、アーキテクチャの点は重要。全体として、リスクがあった時に、低減措置としてモデレーションに着目して議論している部分はあるが、必ずしもモデレーションの手法だけではなく、アーキテクチャ自体に手を入れてもらって改善策を図ったり、プラットフォーム上での行動変容をしてもらうように仕向けていくことも方法としてあり得る。実際にどういう対応ができるかをプラットフォームに選択させている部分については、場合によってはモデレーション以上の効果があるだろうと思う。わりと全般に関わる話でもあるので、アーキテクチャに対する位置付け、制度上の位置付けを考慮していただけるとよい。アーキテクチャといったときに、モデレーションのように、こういう指標が、というのは特定しにくくなる側面もあるので、アーキテクチャについて何をどうするのかについては今後議論の中で改めて整理される必要。【落合構成員】

これまでの検討状況

- 以上で検討した偽・誤情報の流通・拡散や発信への対応策については、偽・誤情報の流通の頻度や社会に与える影響の深刻度という観点から、**利用者数や、サービスの目的・性質**などを勘案し、**一定の要件を満たす大規模な情報伝送PF**がまずはその実施を検討することが適当。

構成員からの主なご意見

- 報道を除外するというよりは、**思想の自由市場の失敗から対応の必要性が高まっているのだから、失敗しているところで対応すべき。**報道で失敗しているのではなく、情報伝送PFに介入すべき。更に言えば、**影響力の大きい大規模な情報伝送PFと限定を付けるのが良い**のではないかと。【森構成員】
- 全体を通して、どういう事業者を対象にするかは、おそらくアクティブユーザーや規模で測るという点もあると思うが、事業者によってサービスの設計・デザインが大きく違ってくるので、一律の統一基準をどう作るかも重要だが、**影響評価のところで、各事業者のデザインに沿って、それぞれリスクを評価していただくと、事業者毎のデザインやサービス設計の違いを踏まえた対応ができるようになるのではないかと。**【水谷構成員】

1 d. 情報伝送PFのサービスが情報流通の健全性に与える影響の 軽減に向けた方策の在り方

論点 1 : 情報伝送PFがもたらす社会的影響の軽減に向けた方策（総論）

論点 2 : 影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方（1）

論点 3 : 影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方（2）

論点 4 : 影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方（3）

これまでの検討状況

- 情報伝送PF上での偽・誤情報や悪意ある情報の流通・拡散等により、人の生命・身体・財産への影響、個人の自律的な意思決定を含む人格権やその他基本的人権への影響、健全な民主主義の発達への影響等の社会的影響が発生・増幅し得るところ、情報伝送PFは、自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含む**ビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向けた方策を検討**する必要。
- 国内外の既存の法制度の中には、下表のように、事業者に対しサービス等の事後評価や影響等の事前予測の実施とそれらの結果に基づく軽減措置を求めるものが存在するところ、上記の**社会的影響の評価は将来予測を含む**ため、情報伝送PFにおいてはそうした**将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置※を検討・実施**することが適当。

※ サービスアーキテクチャの変更、利用規約の変更、コンテンツモデレーションの方法・プロセス等の変更、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置

制度的枠組みの類型	具体例
過去の一定期間内におけるサービス等の運営状況等を 事後的に評価 し、その結果を基に運営方針の改善等を求める枠組み	電気通信事業法に基づく特定利用者情報の取扱状況の評価 DPF取引透明化法※¹に基づく特定デジタルプラットフォーム（DPF）の透明性及び公正性についての評価 踏切道改良促進法に基づく踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価
サービス等が外部的な権利・利益に対して将来与えるであろう影響等を 事前に予測 し、あらかじめ軽減措置の実施を求める枠組み	金融商品取引法に基づく内部統制報告制度 マイナンバー法※²に基づく特定個人情報保護評価 環境影響評価法に基づく環境影響評価 原子炉等規制法※³に基づく発電用原子炉施設の安全性向上評価 EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価 英国オンライン安全法に基づくリスク評価

※1 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。

※3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

引き続き検討が必要な論点

- 偽・誤情報に対する直接的なコンテンツモデレーションを促進等することに重ねて情報伝送PFによる影響評価・軽減措置の実施を促す必要があるか。

・評価指標の明確性・軽減措置の実効性に課題がある一方で、特に違法性・権利侵害性はないが有害な偽・誤情報の流通・拡散による社会的影響の軽減に向けた方策としては、表現の自由への過度の制約を避ける観点からも、情報伝送PFの自主性・裁量を認めながら影響評価・軽減措置の実施を促していくことが必要かつ適当という指摘も存在することについて、どう考えるか。

構成員からの主なご意見

【問題となる社会的影響について】

- 具体的にどのような影響が問題になり得るかということで、民主主義や個人の意思決定への影響というものがあつた。EUのDSAについては、基本的憲章に掲げられるような権利への影響もあつたと記憶しているが、どのような影響を検討していくかが一つの論点。【山本(龍)主査】
- 日本において、プライバシーインパクトアセスメントや情報漏洩のような形式的なリスク評価はこれまでされてきたが、実体的な価値に対する影響評価も求められるので、一定の難しさがある。第三者評価やリスク軽減に結びつけるための実効的な仕組みが必要。【山本(龍)主査】
- 基本的人権への影響評価もやっていただきたい。現状生じている基本的人権の問題に対してどういうアプローチをすると効果が出るかと、対策をすることによって逆に基本的人権に影響がどれくらい出るかという二側面があると思っており、両側面の影響評価を明確にした方が良い。【山本(健)構成員】
- デジタル立憲主義とも関わるが、プラットフォームが重大な影響力を持つ中で、プラットフォームにどう人権感覚を持ってもらうか、人権を踏まえながら事業を行っていただくかについても重要。どうやって今後精緻に議論していくかが重要な論点になる。【山本(龍)主査】

【全体の枠組みについて】

- 仕組みを伺うに、取引透明化法をイメージしてしまうが、上手くいっていないと随所で言われており、例えば京都大学の和久井先生は、実効性の観点から疑問があり、禁止行為がないのが問題だという話が出ている。取引透明化法やスマートフォン競争促進法の関係を見ると、取引透明化法がモール、スマートフォン競争促進法がアプリストアという、近接するジャンルだが同じ立法目的でプラットフォームによる参加事業者への搾取を防ぎ、公正な競争環境を守るための法制度が存在。単に自己評価やヒアリングではなく、一定の行為を禁止する・措置を行う形で進めていくのがスマートフォン競争促進法。取引透明化法であまり上手くいかなかったからスマートフォン競争促進法となっているかを感じる。自己評価をしてもらいヒアリングをして措置するのは実効性を持たせる方法としてあるが、それよりも直接的にPFにはこういう問題があるからこう言うことはしないでくださいと踏み込んでいけるような、両法の関係はよく見る必要。影響軽減の仕組みよりも、直接介入できるような方法を考える方が優先順位として高いのではないか。【森構成員】
- リスクの事前予測か、事後評価についてだが、事前のリスク予測の方で考えた方が良いのではと思っており、DSAもそう。森構成員指摘のDPF取引透明化法は事後的評価になってくるが、民主主義への影響は、将来どのような技術が出てきてどのような影響をもたらすのか現時点で分からないため、事前に予測してシステミックリスクを把握することは重要なのではないか。【水谷構成員】
- 目的の立て方をどうするか、どう目標を設定するかは重要。その際に、プラットフォームの形態にも多様性があるので、画一的な対応をすべきプラットフォームとそうでないプラットフォームの両論がある。大きい目的としては一つの構成として定めていく必要はあると思うが、情報の内容や参加者を考慮して、各プラットフォームそれぞれにとって効率的な対策が何なのかを考えられるように、目標を設定していただくプロセスが、事後評価と合わせて大事になってくる。大枠の目標は各事業者に共通のものがあるとして、それに対して目標の立て方を自身でも行っていただき、レビューしていただくことも重要になるのでは。【落合構成員】
- 事後評価とともに、計画をどう立てるか。毎年の情報流通の状況も同じではないと思っている。投資詐欺も今年は重要だし、医療健康情報やコロナは2021年なら重要だったが今は重要性が下がってきている側面。一律に目標を立てたら終わりではなく、何回も見直して工夫してもらう、アジャイルガバナンス的な制度の実装が重要。【落合構成員】
- 規模感が同じプラットフォームでも業態が異なるというのは親会でも明らかになった通りであり、プラットフォームの多様性は考慮に入れる必要があると思った。【山本(龍)主査】

【全体の枠組みについて（続き）】

- 気になるのは、他の制度であれば、自己評価の対象となる中身がある程度はつきりしている。取引透明化法だと店舗の情報をプラットフォームが直販で利用するか、検索の表示順位がお金で変わるかに着目している。また情プラ法のような権利侵害情報で考えるのならば具体的にイメージは付くが、偽・誤情報対策についてプラットフォームに任せるのは、プラットフォームにかなり裁量を持たせないといけない印象。自己評価はできるかもしれないが、第三者からの客観的な評価は難しいのではないか。情プラ法でもまだ決まっていないデジタルデータの収集にフォーカスするならいけるかもしれないが。【森構成員】
- 私見だが、個人に対する権利侵害情報については、情プラ法で透明化規律・迅速化規律を設けて一定の方向性を示しているが、集団や社会に対する有害情報、偽・誤情報をどうするかは、本日議論になったとおり、その中でも生命・身体・財産に関する情報、民主主義や選挙に影響を及ぼす情報についてはある程度の対応が求められると思う。他方で、そういうものに直接関わらないが有害と思われるものについてどう考えるかというときに、プラットフォームごとの自主性・裁量を認めなければならない領域があり、表現の自由との関係でも、システミックリスクの評価のような形で自立性を認めながら取り組んでいただく必要性がある。【山本(龍)主査】
- EUとは文化的・政治的な様々な諸条件が違うため、違いを踏まえつつどうやって日本で影響評価の仕組み作りを出来るかが問題。【山本(龍)主査】

これまでの検討状況

- 情報伝送PFにおいて、自らのビジネスモデルがもたらす社会的影響を事前に予測し、その軽減に向けた取組を検討する場合、そうした**軽減措置の実効性を担保する方法**としては、次のようなものが考えられる。

（１）影響予測の結果等の公開

- ・ 情報伝送PF自らが実施した**影響予測の結果やそれに基づき講じた措置の内容を公開**

（２）第三者による実施指針の策定

- ・ 情報伝送PFから独立した第三者が、**影響予測の視点や軽減措置の実施項目を定めた指針を策定・公表**

（３）第三者による検証・評価

- ・ 情報伝送PFによる**影響予測の結果やそれに基づき講じた措置の内容を**、情報伝送PFから**独立した第三者が検証・評価**
※ 一次的な影響予測自体を第三者が実施する場合を含む。

（４）上記（１）～（３）の組合せによる対応

- 特に（１）に関し、**公開される情報の内容・粒度はある程度統一され、各社の取組を比較できることが重要。**

引き続き検討が必要な論点

- 具体的に**どの実効性担保策を選択することが適当か**。**執行手段・プロセス**としてはどのようなものが考えられるか。

構成員からの主なご意見

【（１）自己評価等の結果の公表について】

- EUの行動規範もそうだが、公表されるような内容がある程度統一されていることが重要とされており、研究者からの研究・レビューをする際に、各社が独自の情報を公表していても意味ない。ある程度統一されていて、プラスアルファで各社の自主的な取組の透明性という立て付けが必要ではないかという議論がある。【山本(健)構成員】

【（２）第三者による実施指針の策定について】

- 実施指針の策定が重要。自己評価をするにあたって、実施指針が統一的・安定的なものが策定されていないとプラットフォーム事業者も困るので、実施指針の策定にマルチステークホルダーがどう絡んでくるかがポイントになる。【水谷構成員】
- 実施指針が重要であるという水谷構成員のご指摘はその通りだが、策定の際にマルチステークホルダーを取るかは別として、事業者のサービスや技術を念頭に置かなければならない。カナダで政治広告のライブラリを法律で義務づけようとしたときに、事業者側が技術上対応できないとなった。こちら側の要求に対応できるシステムなのか、何が対応できて何が対応できないのか、統一する必要があるため、事業者との協力関係を意識せざるを得ない。【山本(健)構成員】
- （山本(健)構成員の）技術的に対応できない部分が事業者によってあるという点はその通り。サービス設計がそれぞれ違うので、テキストベースのソーシャルメディアと動画ベースのソーシャルメディアでコンテンツモデレーションの仕組みも違う。官民のマルチステークホルダーで情報を出してもらい、統一的な指針を作る必要がある。【水谷構成員】

これまでの検討状況

➤ 論点2の（2）（3）について検討する場合、指針策定や検証・評価を行う「独立した第三者」として以下のような選択肢が考えられるところ、特に表現の自由との関わりがある部分について、**表現の自由への過度の制約を避けつつ軽減措置の実効性を担保**する観点からは、**民官を含むマルチステークホルダー**によることが適当。

「独立した第三者」の例	類似制度※1	メリット	デメリット（課題）
政府・地方自治体	- 特定個人情報保護評価 - 特定DPFの透明性及び公正性についての評価※2 - 踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価 - 環境影響評価※3 - 発電用原子炉施設の安全性向上評価 - 英国オンライン安全法に基づくリスク評価※4	指針策定・検証・評価活動の安定性・継続性	表現の自由への萎縮効果への懸念
民間団体（監査法人など）	- 内部統制報告制度 - DSAに基づくシステミックリスクの評価	政府による表現行為への過剰介入を回避	指針策定・検証・評価能力の確保・維持策の在り方
民官含むマルチステークホルダー		- 指針策定・検証・評価活動の安定性・継続性 - 活動に必要な能力が一定程度担保	政府による関与の在り方（活動の安定性・継続性を維持しつつ、政府による表現行為への過剰介入を回避する方策の在り方）

※1 電気通信事業法に基づく特定利用者情報の取扱状況の評価は、制度上、評価の過程及び結果について第三者が検証・評価を行うものとはされていない。

※2 検証・評価を行う主体は経済産業大臣であるが、検証・評価の過程で利用者又はその組織する団体、学識経験者等のマルチステークホルダーの意見を聴くことができる。

※3 指針策定や検証・評価を行う主体は主務官庁や免許等を行う者（行政機関等）であるが、検証・評価の対象となる事業者による環境影響評価の結果等について国民等の意見を聴く手続が設けられている。

※4 英国オンライン安全法に基づくリスク評価については、行政機関（OFCOM）がその方法に関するガイダンスを策定することになっているが、評価の過程及び結果について第三者が検証・評価を行うものとはされていない。

引き続き検討が必要な論点

➤ 指針策定、検証・評価それぞれの場面における**民官の具体的な役割分担**。

構成員からの主なご意見

- 民間の識者だけでやっていくのか、官も入れていくのか。指針策定の部分においても、官民両方を含むことが安定性・継続性につながる点で重要と指摘されており、表現の自由との関係で官だけで進めることは厳しいが、官民が絡んでくることが望ましい。【水谷構成員】
- 指針策定プロセスにマルチステークホルダープロセスが必要なのは言うまでもないが、事業者毎にサービス内容も起こりうるリスクも異なるときに、一定程度抽象的な規範にならざるを得ない。そういったときに指針は下位規範的な性質を持つ中で、デュープロセス、法の枠組みにおける政府の関与も透明にした形で考える必要もあると感じた。【生貝構成員】

引き続き検討が必要な論点

- 論点 2 の（3）について検討する場合、どのような手段で「独立した第三者」による検証・評価能力を確保するか。
- 第三者による検証・評価の結果について、どのような手段で影響軽減策を情報伝送PFのサービスに反映するか。
例えば下表のような選択肢が考えられるが、どうか。
- 検証・評価に必要な範囲で「独立した第三者」（研究者・研究機関等）に対する関連する情報やデータ※の提供を情報伝送PFに求める場合、当該情報・データに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いをどのように担保するか。
※例えば、投稿に関するメタデータを含むデータや、サービスに組み込まれたアルゴリズムに関する情報など

担保手段の例	類似制度	メリット	デメリット（課題）
①検証・評価の結果の公表 （第三者による検証・評価結果を公表し、レピュテーションリスクや広告主からの出稿停止リスク等を通じて、情報伝送PFによる自主的な影響軽減策の計画・実施を促進）	- 特定DPFの透明性及び公正性についての評価※ - 内部統制報告制度 - 環境影響評価	検証・評価主体による表現行為への過剰介入を回避	実効性向上策の在り方
②事業者による影響軽減策の自主的な策定・実施 （第三者による検証・評価の結果に含まれる影響軽減策に限らず、情報伝送PFが一定の裁量の下で自ら影響軽減策を策定・実施）	- 特定個人情報保護評価 - DSAに基づくシステミックリスクの評価	検証・評価主体による表現行為への過剰介入の懸念を一定程度緩和	情報伝送PFが検証・評価の結果に含まれる影響軽減策以外の方策を選択した場合における対応の在り方
③第三者が定めた影響軽減策の実施 （第三者による検証・評価の結果に含まれる具体的な影響軽減策を情報伝送PFが実施）	- 踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価 - 発電用原子炉施設の安全性向上評価	（相対的に）高い実効性	- 検証・評価主体による具体的な影響軽減策の特定可能性への疑義 - 検証・評価主体による表現行為への過剰介入の懸念

※ 特定DPF提供者は、評価の結果を踏まえ、特定DPFの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないものとされているが（DPF取引透明化法9条6項）、法的義務とはされていない。

構成員からの主なご意見

【第三者による検証・評価の結果を情報伝送PFのサービスに反映する手段について】

- 論点となるのは、影響評価をした後の実効性をどう担保するか。森構成員ご指摘の通り、影響評価をしていただいて不十分だとなったときに、軽減措置を取れてないことについてどこまで官がエンフォースメントしていくか。表現の自由との関係で、強い権限を官に与えすぎると、間接的に表現の自由に対するリスクになってしまうので、慎重さは必要だが、エンフォースメントとして軽減措置に対する実効性を担保することは重要。担保手段として、③第三者が定めた影響評価軽減策の実施を射程に入れて考える必要があるかと思った。【水谷構成員】
- 実効性担保の在り方について、サンクションの行い方を掘り下げたり、どの行為に対してどのような制裁金とするか。DSAでも6%の制裁金がかかっている項目もあったが、DSA等を中心に、どういう行いに対してどのような制裁が予定されているか、それについてどのようなプロセスを踏むかが重要。いきなり直接介入するわけではないと思うが、暫定措置違反の場合に更に措置する場合もあったはず。どうやって各国で制裁面・執行面で整理しているかを見ていくと、各国における表現の自由とのバランスについての議論も深められるのではないか。最終的には一定程度強い制裁を行いうるという状況でないと動いていただけないのがこの分野であって、スマートフォン競争促進法はその点でよくできている。偽・誤情報のテーマは経済的問題ではなく表現の自由の萎縮・言論統制の問題もあるので、同様程度には言えないかもしれないが、しっかり検討すべき。【落合構成員】
- 目的・エンフォースメントと書いている中で、手段面を具体的に書き下すことも今後重要になってくるのだろう。DSAは、例示ではあるがオンラインインターフェイスを含むサービスの設計やアルゴリズムのテストについて書かれている中で、そういった対応を求めるわけではあるが、特定の視点を押しつけるわけではなく、具体的に削除すべきコンテンツを決めることとは距離を取ることが担保されるようなリスク軽減手段として、見いだしていく必要。【生貝構成員】
- エンフォースメントについては義務付けるのはあるが、エンフォースメントにおけるマルチステークホルダー性も、策定プロセスとあわせて重要になってくる。データ提供や独立した第三者による評価も含めて、手段を複数用意する必要がある。DSAだと、基本的に全ての条項について、利用者の民事救済が認められている。リスクにより損害を受ける可能性がある中で対策が不十分だった際に集団訴訟を含むプロセスが用意されている中で、私人による救済手段、それに対する司法の関与の在り方についても論点に入れて良いのでは。【生貝構成員】

2. 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する 課題への対応の在り方

- a. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方**
- b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方**
- c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や収益化抑止の在り方**
- d. 情報流通の健全性確保の観点から見たレコメンデーションやターゲティングの在り方**

2 a . 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方

論点 1 : 対応を検討すべきインターネット上に流通する「違法・不当な広告」の範囲

論点 2 : 違法・不当な広告への対応策を実施する主体の範囲

論点 3 : デジタル広告の流通前の事前審査の在り方

論点 4 : 違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の促進方策

論点 5 : 違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の契機

論点 6 : 広告の事後的な掲載停止措置に関する透明性・アカウントビリティ確保

これまでの検討状況

- SNS等の情報伝送PF上で、本人や組織の許可を得ずに本人であるかのように加工・編集されたなりすまし型の「偽広告」や、その他偽・誤情報を含む広告をはじめ、**違法・不当な広告が流通しており、閲覧者に財産上の被害をもたらしたり、なりすまされた者の社会的評価を下げたりといった社会的影響**を発生・増幅させている。
- こうした影響の軽減等に向けた**対応を検討すべき「違法・不当な広告」の範囲**については、少なくとも、次の各要素の有無・軽重に照らし、**具体的な方策との関係で比例性が認められるもの**が含まれると考えることが適当。
 - ① 当該広告そのものが有する**違法性・権利侵害性・客観的な有害性**（及びその明白性）
 - ② 当該広告が流通することによる**社会的影響の重大性**（及びその明白性）
例）権利侵害性の有無にかかわらず、他人の肖像等を無断で使用して他人になりすました広告
個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目して表示先や表示順位が決定（ターゲティング）されることによる影響の増幅 など
- なお、上記範囲の「違法・不当な広告」に対する具体的な方策を検討するに当たり、**営利広告の流通については、その他の表現に比して萎縮効果を考慮する必要が小さいこと、広告に由来する消費者被害も少なくなく実害が生じること等からより広範な制限に服し得るとの考え方**があることに留意。

構成員からの主なご意見

【違法性・社会的影響の重大性について】

- 「権利侵害」とあるのはなりすまされた側の名誉や肖像権などの権利侵害のことを言っているかどうかで、そうであれば情プラ法で一定程度対応できるのではないかと。そうすると、ここで論点とすべきは、権利侵害の情報というよりも、薬機法など法令に違反する広告に焦点を当てた方がよいのではないかと。権利侵害性を、薬や化粧品に関する虚偽誇大広告だったときに、消費者の生命・身体への権利侵害と捉えているのか、もう少し狭い意味なのか、その整理を確認する必要があると思った。【山本(龍)主査】

【検証可能性・容易性について】

- 広告の規制範囲について、景表法などで様々な広告規制があるが、それらの範囲に準じるということで良いと思うし、あるいはその外側に様々なガイドラインがあるため、不当な広告はある程度外縁は明示できる実情にあるため、それを念頭に考えるのだと思う。ただ、PF上の広告で実際に対応できるのかがかなり難しい問題。虚偽・誇大広告といっても、虚偽かは直ちに分からないので、PFはどう判断を求めるという点で厳しい点はある。ただ、医薬品については表現ぶりでもって虚偽性が決まってくるため、広告そのもの見れば分かるものもあるが、それについてもPFにその判断を求めるのが問題。PF審査にどこまで求めるかということは問題になる。【曽我部主査代理】

【ターゲティングの有無について】

- ターゲティングの有無について、脆弱性に着目したターゲティングかどうかとなっているが、これに限定した意味なのか、一般的なターゲティングも指した上で特にこれはということかによって、考えるべきポイントも変わるのではないかと。【山本(健)構成員】
- ターゲティングについて、特に問題であるのが、だまされやすいような方や弱い方については、若年者、高齢者に着目してリスクの高い方がいるので、誰に対してどういうターゲティングしているかも検証していけるとよいのではないかと。【落合構成員】

【なりすまし広告について】

- どういった広告が特に問題があるかと考えるときに、①②に被るものとして、なりすましという類型はやはり特に取り上げる価値があるのではないかと感じる。なりすまされた人の権利侵害という論点がある一方で、FTCも消費者保護でなりすましに焦点を当てたルールメイキングを進めている。それは消費者に対して、Deceptive・欺瞞的な行為の意図がある程度明らかな場合も多いかと思うので、なりすましというdeceptiveな行為をどう考えるかというのは、昨今の状況から見ても特に重要。【生貝構成員】
- 生貝構成員がおっしゃった通り、なりすましについては重要な論点になるのではないかと。投資被害にも触れられていた一方で、客観的な検証の可能性がある場合も多いと思うし、技術的にもOPその他の方法で名義の真正性が担保できるようにする取組が並行して進められていくと理解しているので、なりすましについては一つ着目する要素として入れていくのがいいのではないかと。【落合構成員】

【広告と一般コンテンツの違いについて】

- 憲法学でいう営利的言論は、一般的な言論に比べて要保護性が変わってくるというのが教科書的な説明。一般的なモデレーションと、営利的言論とで性質的に差があるかどうか重要なところ。また、広告仲介PFが関与した場合の広告仲介PFの役割も通常のモデレーションとは違う側面があるのかもしれない。そこが差分になってくる。【山本(龍)主査】
- 営利広告を分けて考えることについて、憲法上の営利表現の位置付けという観点のほかにも、デジタルPFとしてはその広告を掲載することから収益を得て、積極的に消費者にブーストして届けることを行っている中での注意義務は、通常のコンテンツと分けて考える意義がある。グローバルなPFでは、自動翻訳の機能も含めて、海外で展開している詐欺広告を非常に低いコストで我が国の利用者にターゲットを絞って届けることができるツールとして悪用されている可能性もあり、それも他のコンテンツモデレーションとは違った力学が働くだろう。【生貝構成員】
- 営利広告と表現の自由の問題について。一般的にはこのようなことが教科書に書いてあるが、個人的な見解として、萎縮効果が営利広告は一般的には低いというのはそうではないと思っている。ただ、営利広告はモノやサービスを販売するための広告なので、そこに詐欺的な広告が含まれていると実害が発生する、健康被害や財産被害が生じる。それに対して政治的な発言というのは、発言が間違っても必ずしも実害が生じるわけではない。表現の自由の無害性が厳格審査の根拠になっていると考えており、営利広告は無害性という前提がないゆえに規制の余地が大きいと理解している。伝統的には、営利広告とそれ以外にはそういった違いがあり、営利広告は表現の制約の余地が多いという点はこの通りで結構。根拠については議論の余地があるのかもしれない。【曾我部主査代理】

論点 2 違法・不当な広告への対応策を実施する主体の範囲①

これまでの検討状況

- 論点 1 で検討した範囲の「違法・不当な広告」のインターネット上における流通がもたらす社会的影響の軽減等に向け、アルゴリズムを用いた入札方式の運用型広告を広告主に提供し、どのような広告がどのようなメディアにどのような形で流通・掲載されるかについて、広告流通の入り口の段階で一定のコントロールを及ぼすことができる立場にいて、流通させている広告の内容について合理的な注意義務を負うこと等から、**広告主と直接取引を行い、広告主から直接広告出稿を受ける情報伝送PF及び広告仲介PF**（以下「情報伝送PF等」）による対応を検討することが適当。
- さらに、違法・不当な広告の流通の頻度や社会に与える影響の深刻度という観点から、**一定の要件を満たす大規模な情報伝送PF等**における対応をまずは検討することが適当。

引き続き検討が必要な論点

- 情報伝送PF等の規模を示す「一定の要件」として、**どのような指標が適当か**。
 - ・ 例えば、広告主からの広告入稿数、最終的に掲載された広告が受信者によって閲覧された回数（インプレッション数）、アクティブユーザー数（情報伝送PFの場合）などが考えられるが、どうか。

構成員からの主なご意見

【掲載広告に関する情報伝送PF等の責任について】

- 規範的な部分でいうと、**広告仲介PFや情報流通PFの掲載した広告に対する媒介者の責任についてどう考えるか**。現状、広告に関して媒介者としてどこまで情プラ法の責任の対象となるかという問題があがったが、**裁判例の先例として参考になるのは、日本コーポ広告事件**。新聞広告に対して、掲載した新聞社が負うべき義務がどこまでかについての判例で、通常のデジタル広告のPFと同列に扱っていいのかというのはあるが、日本コーポの場合は、**新聞広告に対する読者の信頼は新聞社が高い情報収集能力を持っていて、それと無関係に存在するものではない**と。その上で、**新聞広告の持つ影響力の大きさに照らして、一定の真実性に関する調査確認義務を読者に提供しなくてはいけない**と言っている。PFと新聞社を同列に考えるのは問題だと思うが、PF側にもある種の合理的な注意義務というか、デジタル広告が主流となっていることに鑑みて、**PFには流通させている広告の内容に対する合理的な注意義務があるということから考えていく**のがあるのではないか。【水谷構成員】

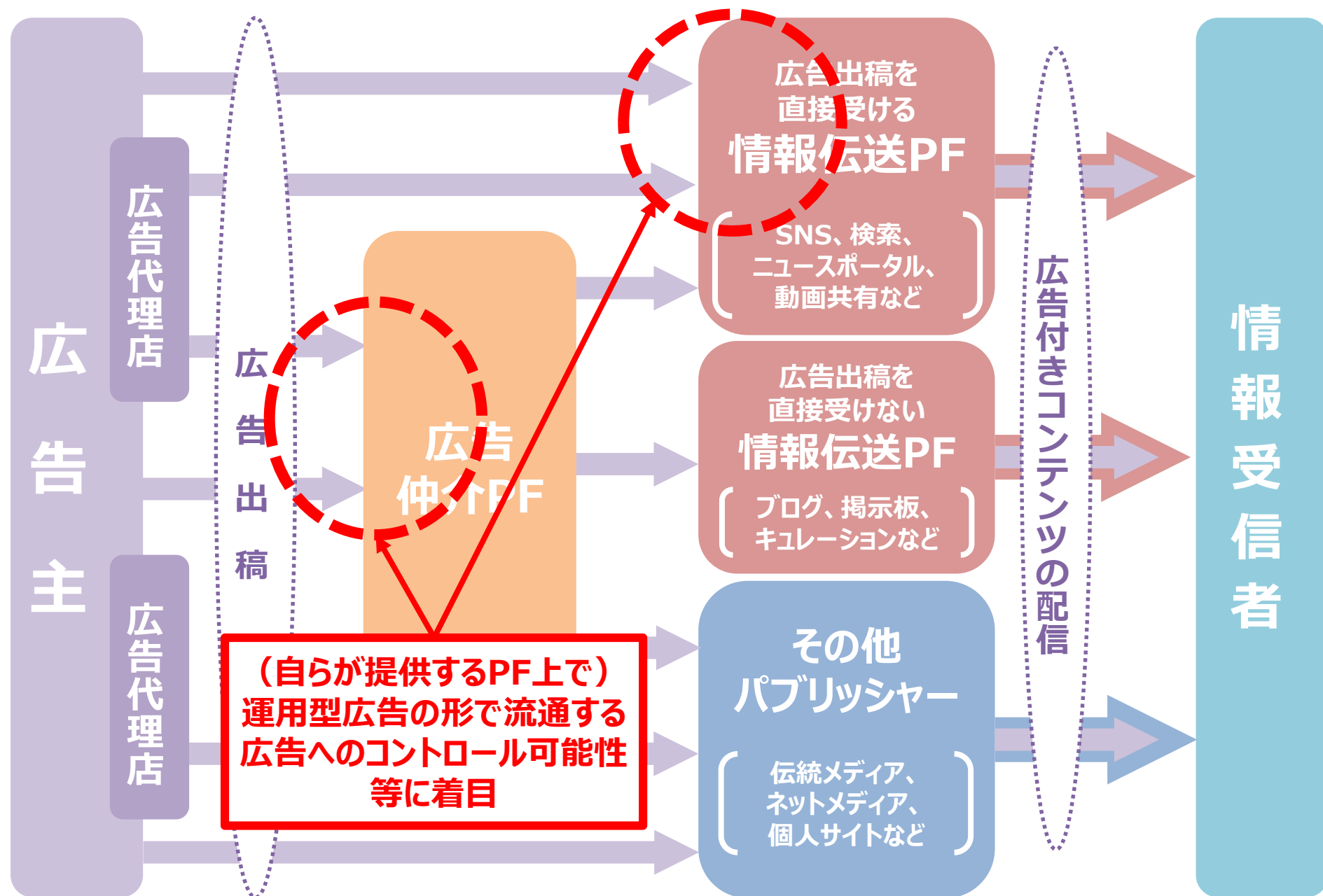
【掲載広告に関する情報伝送PF等の責任について（続き）】

- どの主体が実施するかという点で、広告主と直接やりとりしている広告仲介PFの入口部分に着目すれば、入りの部分で問題のある広告を弾ける可能性が高いため着目しているのかと思う。それで意味がある場合もそれなりに多いと思う。一方で事前審査についても、**全ての問題ある広告を、広告仲介PFが全部止めてくれるわけではないだろうし、着目する対象もずれてきて、別の色々な方法で偽情報や権利侵害情報の拡散なども出てくることもあり得る**と思うので、頭の方だけ見ているのは不十分で、後の部分はあるがままということで良いのか。実態を検証したり何らかの形での実験とかを含めて、**実効性ある対策として、特定のところに絞るだけで大丈夫なのかを見ていけると良い**ではないか。【落合構成員】

【対応策を実施する「情報伝送PF」「広告仲介PF」の範囲について】

- 補足として、どういった事業者を念頭に置くかと言ったときに「大規模な情報伝送PF等」となっており、SNS上での投資詐欺広告が問題になっているが、少し前までから今でも件数として多いのは、**検索等を通じたショッピング詐欺**が大きな社会問題となっていたことが国内外問わずあった。情報伝送PFの中に主体を広く取り入れていただいているので、論点漏れは起こらないと思うが、**色々なシチュエーションや情報伝送PFの役割を、サービスの特性に応じて考えていく価値はある**と思う。【生貝構成員】
- 対応策を実施する主体の範囲については、**運用型かどうかのやり方の問題で切っていくということがある**。運用型であり、かつ出稿数やインプレ数・表示数で実際の対応をしていただく主体を切っていくという考え方があると思うがいかがか。【山本(龍)主査】
- 広告仲介を指すのか情報伝送を指すのかにもよるが、情報伝送の場合、こういう項目に着目した数字の取り方はあると思う。しかし、DSAを見ていると、**情プラ法で前提するようなユーザー数に着目する形での規模の設定でも足るのではないか**。【生貝構成員】
- 広告仲介PFと情報伝送PFで同じ指標で掲載していいのかという問題。**情報伝送PFはユーザー数で測りやすい一方、広告仲介PFについては直接のユーザーが計測しやすいか分からないので、入稿数や閲覧数など、どの指標がいいのかどうか**。頭にいる広告仲介PFだと別の仲介PFを通じてやり取りしていたりするので、特に、頭に来ている部分のPFは何を測れるのかを見ないといけな。情報伝送PFと広告仲介PF、しかも**広告仲介PFには層があって何重かに取引されているので、計測できるものが何かは要検討**。【落合構成員】

デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの全体像（イメージ）



これまでの検討状況

- 論点1で検討した範囲の「違法・不当な広告」のインターネット上における流通を事前に抑止する観点から、情報伝送PF等による広告の事前審査の実効性を向上させるための方策として、例えば次のような方策が考えられる。

① 広告の事前審査基準の策定・公表等

② 広告審査体制の整備及び透明化

- ・ 特に、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の十分な配置及びその状況に関する情報の公開
- ・ AI等の自動的手段を利用する場合における当該手段に関する情報（実効性、エラー率等）の公開

③ 広告主の本人確認の実施

引き続き検討が必要な論点

- 上記のような方策の実効性を制度的に担保する必要性について、どう考えるか。
制度的な対応を行わない場合、どのような対応があり得るか。
・ 例えば、上記①～③のような対応を情報伝送PF等に義務付けることが考えられるが、どうか。
この場合、執行手段・プロセスとしてはどのようなものが必要かつ適切か。
- 上記③に関し、広告の名義人のみの本人確認を行うのか、広告に肖像が使用されている者による許諾の有無をも確認するのか。また、「違法・不当な広告」の事前抑止、広告主の事後的なトレーサビリティの確保等の目的に応じた実効性を確保する観点から、広告主に対する本人確認の実態を踏まえた検討の深掘りが必要ではないか。

構成員からの主なご意見

【広告審査の仕組みについて】

- デジタル広告の審査について、コンテンツモデレーションとパレルで対応策を考えるということに概ね賛成だが、UGCに対するコンテンツモデレーションの研究はここ5～6年で海外でも進んできているが、デジタル広告の審査・調査をどうやっているか、どういう仕組みになっているのかというのは、通常のコンテンツモデレーションと比べると分かっていないことがたくさんある。義務を課しても上手く機能するのか分からないので、実態面を調査するなり、どういった仕組みで審査しているのかを含めて、この議論をする上で考える必要があるのではないかと。【水谷構成員】
- ②では整備と透明化と入っているが、ということが実際に行われていて、技術的にも複雑なところが入ってくるし、人間とアルゴリズムの役割分担も複雑に絡み合っていると感じている。そもそも実態を明らかにする上では、透明化が先決ではないかという気もする。【山本(龍)主査】

【広告主の本人確認の実施について】

- 広告主の本人確認について、広告の名義人の確認なのか。投資詐欺だと、広告出稿している人は不正行為行っているA企業だが、有名人はBという場合に、Aだけを確認するのか、AもBも確認するのかという問題がある。必ず確認する義務まで課すかどうかは別として、誰を確認したかの表示はしてもらった方が見る人にとって誤解・欺罔されるリスクを防止できる可能性があると思うので、出稿者だけに確認したのか本人に確認したのかなどは開示されていた方が良かったと思う。【落合構成員】
- 本人確認については、Deceptiveな広告、信頼されている大企業の広告のように見せて実はそうではない広告もあり得るという意味では、本人確認をきちんとしておく、場合によっては広告主の情報を掲載することもあり得る。個人的な理解では、一番ポイントになってくるのは政治広告。他国の影響力工作で政治広告を出してきたときの、本当のスポンサーが誰なのかについて確認しておくことがポイントになるかと思った。【山本(龍)主査】

これまでの検討状況

- 違法・不当な広告がインターネット上で流通した後においても、情報伝送PF等が当該広告の掲載（や仲介）の可及的速やかな停止措置（アカウントの停止を含む。以下「広告掲載停止措置」）を実施することを促進等するための方策として、例えば次のような方策が考えられる。

（１）対応の透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保

- ① 広告掲載停止措置に関する基準や手続を事前に策定・公表
- ② 広告掲載停止措置の実施要否等の判断に関与する人員等の体制に関する情報を公表
- (例) ③ 上記①の基準の運用状況を事後に公表
- ④ 広告掲載停止措置を実施した場合に、その旨及び理由並びに不服申立ての方法を広告主に通知

（２）対応の迅速化を通じた実施の促進

- ① 外部からの広告掲載停止申請窓口を整備・公表
- ② 上記①の窓口を通じて申請があった場合に、一定期間内に広告掲載停止措置の実施の要否を判断し、申請者に判断結果（及び不服申立ての方法）を通知
- (例) ③ 広告掲載停止措置の実施の要否を判断するための体制※を整備
 - ※ 広告掲載停止措置に関する不服申立てを受け付ける体制を含む
- ④ 一定の条件※の下で行った広告掲載停止措置により広告主が被った損害について、情報伝送PF等を免責
 - ※ 例えば、行政機関等の特定の第三者からの要請を受けて広告掲載停止措置を実施した場合など

（３）広告掲載停止措置の確実な実施

（４）上記（１）～（３）の組合せによる対応

引き続き検討が必要な論点

- 上記のような方策の**実効性を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。
制度的な対応を行わない場合、**どのような対応があり得るか**。
 - ・例えば、上記（１）～（４）のような対応を情報伝送PF等に義務付けることが考えられるが、どうか。
この場合、執行手段・プロセスとしてはどのようなものが必要かつ適切か。

構成員からの主なご意見

【アカウント停止措置について】

- 事後的な措置について、停止措置とあり、個別広告に対する停止措置を意味していると理解したが、複数回問題ある行為した場合にbanしているPFがあるとの事務局説明もあったが、個々の広告ベースで審査をするにあたって**複数回の不正行為が確認された場合は、個別の停止だけではなく、取引停止やアカウント停止・削除のようなことも現実的に行われているので、取っていただく可能性のあるメニューとして載せた方が良い**のではないかと。【落合構成員】
- **一定の措置をしたときの不服申立てや相談を、措置の中に載せておくことが重要**。違法・不当な情報を止めなくて流れてしまったことによって権利が侵害される場合もあれば、本来は問題がなかったのに広告削除されてしまう場合も両方起こりうる。アルゴリズムと人の組み合わせでの審査だと思うが、必ずしも全て正しい判断をできるわけではなく、**一定量は間違った判断をしてしまう可能性があるのだけれども、その中で、どうリスク低減を全体として図っているか**。そうすると、不服申立てがどのプロセスにも必ず付いている状況というのが、個別の事案に対する正確な解決と思うし、それを踏まえて今後の取組の改善にも考慮してもらえる。**苦情や不服をどう処理し、その後の活動にどうつなげていくかが、法令に基づくガバナンス体制を敷いていく上では重要**なので、考慮に入れていただけると。【落合構成員】

これまでの検討状況

- 論点4で検討した方策について、少なくとも他人の権利を侵害する違法な広告の場合、自己の権利を侵害されたとする者（被害者）からの申出・要請を契機として広告掲載停止措置を実施することが、濫用的な申出・要請のおそれも小さく適当。
- 他方で、行政法規に抵触する広告の場合に、当該行政法規を所管する行政機関※から広告掲載停止措置の申出・要請が行われる可能性があるところ、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対し広告主や情報伝送PF等を救済するために、次のような方策を検討することが適当。 ※ 行政機関の委託や認証を受けた機関を含む
 - ① 行政機関において、申出・要請に関する手続等※を事前に策定・公表 ※事後救済手段を含む
 - ② 行政機関において、実際に行った申出・要請の状況を事後的に公表
 - ③ 申出・要請に応じて実施された広告掲載停止措置により広告主が被った損害について、情報伝送PF等を免責
 - ④ 広告掲載停止措置を実施した情報伝送PF等において、行政機関の名称等の情報を広告主に通知

引き続き検討が必要な論点

- 広告が掲載されたウェブページの管理者や広告が隣接して掲載されたコンテンツの発信者からの申出・要請を契機として広告掲載停止措置を実施することについて、どう考えるか。
- 違法ではないが不当な広告の場合に、どのような契機で広告掲載停止措置を実施することが適当か。
例) ファクトチェック機関からの申出・要請
その他情報伝送PFが自らあらかじめ定めて公表した信頼できる第三者からの申出・要請 など

構成員からの主なご意見

【全体について】

- 結局、事後的な対応に重きを置かざるを得ないのではないかとと思われる。特に外部からの指摘として、業界団体だったり、消費者庁もあるのかもしれないが、**外部からの指摘で削除していくことが一つの柱になってくるのではないか**。プロ責法にある信頼性確認機関のようなイメージで、一定の団体・機関からの要請があれば、実質審査せずに削除しても良いということを考えることもあるかとも思われる。ただこれは利用規約に基づく削除なので、免責は大きく問題になるわけではないと思うが、スキームとして外部からの通報にしっかり対応することが一つ重要。【曾我部主査代理】
- 窓口設置した場合には、色んな方が言うことになるのはあり得る話。DSAでは、行政や司法からの要請には応答義務があり、必ずしも削除しなければいけないわけではないが、対応について報告する義務があるという点で差分を設けているというか、一般的・抽象的な申出と、行政機関から申出について、一定の差を設けている。根拠としては色々あり得るところ、一つは全ての人からの申出に対する応答義務を設けた場合、競争排除的な、ライバル企業が特定の広告に対して色々言ってくるとか、専門知識を持たない人からの申出も広く対応しなければならなくなり、一定の専門性が期待できる点と競争排除的なリスクがないという点で、行政機関からの要請に対する応答義務があるのではないかと。他方で、行政機関からの申出に一つ一つ削除義務を設けると、恣意的な要請に全て削除すると検閲的な運用リスクが高くなるため、削除ではなく応答義務にとどめて、透明性を確保して問題性のある要請は事後的にチェックできるようにするアカウントビリティを高めるということと理解。【山本(龍)主査】

【行政機関による広告掲載停止措置の申出・要請について】

- 広告を営利的表現と位置付けて差分をどう考えるかという点にも関わると思うが、広告による被害の大きさを考えると、その対応をより強く付けることについても、情報伝送PFに対する免責という枠組みは色々なところで使っていけるのではと思った。この文脈での要請ということで、全体に限ったものではないという趣旨は理解。【山本(健)構成員】

【その他の主体による広告掲載停止措置の申出・要請について】

- 申出適格として行政機関で十分行えるレベルになるかどうかポイントで、もし色々と拡散して難しいとなると、市民団体や消費者団体になってくる。森構成員からご指摘あった通り、それらが日本では弱いというのであれば、そういった機関へのエンパワーメントも課題になってくる。【山本(健)構成員】

これまでの検討状況

➤ 論点 4 で検討した方策について、**情報伝送PF等による広告掲載停止措置が過不足なく実施されていることについて、広告主や広告閲覧者を含む社会一般が確認し、情報伝送PF等のサービスに対する信頼性を向上させるための方策**として、情報伝送PF等における次のような措置の実施を検討することが必要かつ適当。

- ① 広告掲載停止措置に関する**基準や手続を事前に策定・公表**
- ② 広告掲載停止措置の実施要否等の判断に関与する**人員等の体制に関する情報を公表**
- ③ 上記①の基準の**運用状況を事後に公表**
- ④ 広告掲載停止措置を実施した場合に、**その旨及び理由を広告主に通知**
- ⑤ **過去に掲載（仲介）した広告に関する情報※のデータベース化と公開**

※ 例えば、広告の内容、広告主に関する情報、掲載期間、ターゲティングに用いられた主なパラメータ、閲覧回数等

構成員からの主なご意見

【広告レポートについて】

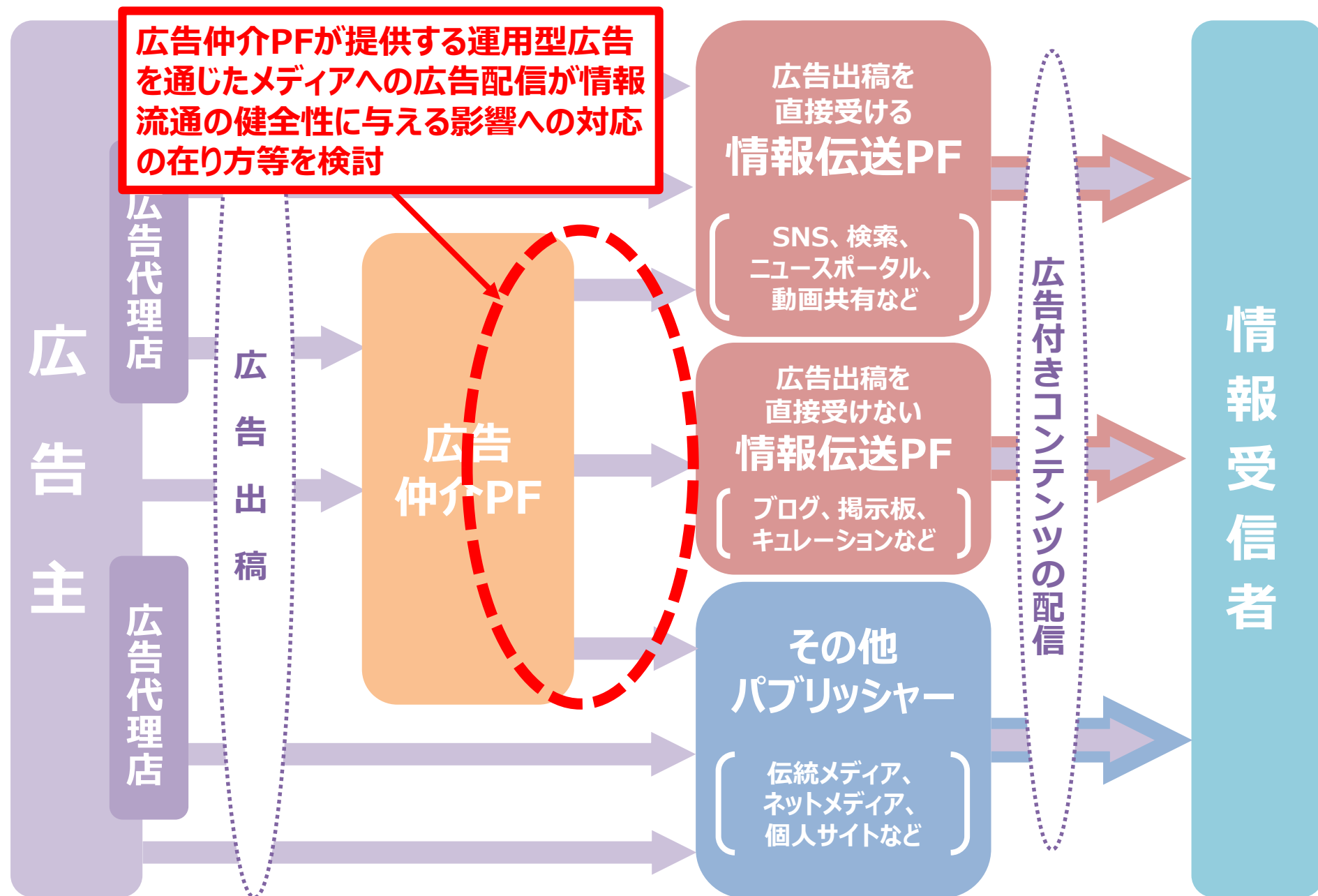
- レポート、データベース化、**特にターゲティングに用いられた主なパラメータが改めて重要**になってくる。実態は分からないところではあるが、SNSでの広告は、オーディエンスをかなり様々なパラメータに分けて届けられることができるようになっている。その中で、詐欺であれ政治広告であれ、脆弱性を突くようなターゲティングが仮に行われているのであればそれは大きな問題。そういったことは国や国民とが検証していくためにも、透明性は特に重要。【生貝構成員】
- 論点 6 の**広告データベースの要請がかなり重要**になってくる。どなたも反対していなかったが、これが非常に重要な役割を果たすことになると思う。**これがあると事後的に検証し、訂正を求めやすくなる**と思った。【山本(健)構成員】

2 b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた 情報流通の健全性確保の在り方

論点 1 : 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告主による取組の促進方策

論点 2 : 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介PFによる取組の促進方策

デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの全体像（イメージ）



これまでの検討状況

- 広告仲介PFが提供する運用型広告を通じ、偽・誤情報をはじめ、違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツを掲載するオンラインメディアにデジタル広告が配信され、広告主が支払う広告費が偽・誤情報の発信・拡散主体等の収入源となる一方、質の高いコンテンツを発信するメディアの広告収入に影響が及んでいるとの指摘がある。
 - こうした状況は広告主のブランド価値の毀損（ブランドセーフティに関する問題）等につながるところ、これを軽減等するためには、広告主企業の経営層レベルでの大所高所からの判断や後押し、社内の関係部門の連携協力の促進や対応リソースの確保が必要であり、経営層がコンプライアンス問題・リスクマネジメントとして認識し、主体的に取組を進めることが重要。
 - このような広告主企業やその経営陣による主体的な取組を促進するための方策として、例えば、マルチステークホルダーによる連携・協力の下、広告主企業やその経営陣に求められる取組※に関するガイドライン・ガイドブック等を策定・公表することなどが考えられる。
- ※ 例えば次のような取組が考えられる。
- ・ ブロックリスト（掲載したくない配信先をリストアップ）
 - ・ セーフリスト（掲載したい配信先をリストアップ）
 - ・ PMP（Private Marketplace＝媒体社（パブリッシャー）と広告主を限定したクローズな広告の取引市場）
 - ・ アドベリフィケーションツールの導入
 - ・ デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）の認証を受けた事業者の利用
 - ・ 広告掲載品質の確保のための質の高いメディア（パブリッシャー）の真正性・信頼性確保技術の活用
- さらに、政府や地方自治体が自らの施策の周知等の目的でデジタル広告を出稿し、広告主となる場合、その広告費が公金から支出されること等も踏まえ、求められる取組について積極的に情報収集するとともに、広告掲載品質の確保を適切に行っていることについて客観的な指標※により担保された広告仲介PFその他の広告関連事業者と取引を行うなどのガバナンス体制を構築することが重要。

※ 例えば、業界ガイドラインの遵守やそのことについての第三者機関による認証を受けていることなど

引き続き検討が必要な論点

- 広告主企業やその経営陣による主体的な取組（その前提としてのブランドセーフティ等に関する意識の醸成を含む）を促進する**方策の実効性を高めるため、どのような対応があり得るか。**
 - ・例えばガイドライン・ガイドブック等を策定・公表する場合であれば、どのような内容とし、かつ、どのような手段で広告主企業やその経営陣に周知することが効果的と考えられるか。
- **政府や地方自治体におけるデジタル広告の出稿に係るガバナンス体制を効果的に構築するための具体的な方策**（その前提としての意識醸成に向けた方策を含む）として、どのようなものがあり得るか。

構成員からの主なご意見

【広告主企業やその経営陣による主体的な取組を促進するための方策について】

- 民間企業については明示的に課題であり、論点として掲げられていることはごもっともであるが、**実際に進めていくときの方策・進め方は大変難しいと思うので、どういうやり方が良いのかもあわせて検討していく必要があるのではないか。**【曾我部主査代理】
- ブランドセーフティの問題については、取引透明化法の文脈でも議論に関わらせてもらったことがあるが、曾我部主査代理から言及があった通り、**広告主等による問題意識の共有と、具体的にどのような対応を取っていくことでこの状況を改善できるかを把握することが重要。**そうした時に、**広告主企業や経営陣に求められるガイドライン・ガイドブックについては、ソフトローというか情報提供手法というか、比較的すぐに取り組めると思うので、積極的に検討いただけると良いかと思う。**【生貝構成員】
- **運用型広告の場合、広告主が様々になってくるという特徴がある。**こういった人たちにどうやってこの情報を伝えていくのかというのがポイントになる、そこが難しい感じがしている。**どういうシステムで運用型広告が動いているか、どういうリスクであるのかというのを、政府が策定・公表するのもあるし、広告主がはじめて出稿するといった場面においてはある程度伝えなければならない、といった仕組みを作っていく方向があり得るかもしれない。**【山本(健)構成員】
- 民間事業者、広告主企業については、ヘッズアップをしてもらうためにも、**ガイドラインやガイドブックを公表して煽るといって、ブランドが毀損されるということをおっしゃっていただくのが良い**と思う。海賊版サイトの時に問題となり、海賊版サイトに大手企業の広告が出るのはダメだろうということで、出している媒体側のエージェントやSSPがどこかというのが追及されて議論になったが、そういう事例を挙げていただいて、注意喚起していただくのが良いのではないか。【森構成員】

【広告主企業やその経営陣による主体的な取組を促進するための方策について（続き）】

- 民間でも、意識が高くブランドイメージを気にする企業は、マルチステークホルダー連携に積極的に関与していただけると思うが、意識が低いところもあるように思う。SDGsやESGといった企業の社会的側面が重視される点もあるので、ムードを作っていくことが極めて重要だと感じた。ブランドセーフティが確立されていないところをどう考えていくかというのもあり、マルチステークホルダーの限界も踏まえて、透明性を求めていくことも同時に重要になるのではと思う。【山本(龍)主査】

【政府や地方自治体におけるデジタル広告の出稿に係るガバナンス体制の構築について】

- JICDAQの委員として聞く話としては、自治体にはJICDAQとしてもアプローチしようとしているが、関心が低い・上がらないということ。公金でデジタル広告を出稿するので考慮が必要というのは方策としてはその通りだが、何しろ関心が非常に低い状態なので、民間企業以上にどうやってアプローチしていくかが課題になる。【曾我部主査代理】
- 政府・自治体に関しては運用型広告をしていると理解しているが、注意喚起や関心の問題というよりは、そういう媒体に出てしまって、本当は税金だったお金が落ちるということのは良くないことなので強くご留意いただいて、良からぬ媒体には広告が出ないように万全の手を打っていただくことが必要ではないか。政府・自治体には強い行動を促していただき、強い規律を持っていただくといいのではないか。【森構成員】
- 政府も含めて自治体の広報担当のネットワークを作ることが重要。【山本(龍)主査】

これまでの検討状況

- 広告主を中心とした取組に加え、その実効性を高める観点からも、**運用型広告の提供を通じてメディア運営者（パブリッシャー）との接点を持つことになる広告仲介PF**において、偽・誤情報の発信・拡散主体等への広告費流入抑止と質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた対応を検討する必要。
- この点、広告仲介PFの中には、既に、偽・誤情報等を掲載するメディアへの広告費の流入を抑止する観点から、例えば**広告配信先メディアの事前審査**（以下「メディア審査」）や、**事後的に広告配信を停止する措置**（以下「広告配信停止措置」）等を自主的に実施しているものが存在するところ、**質の高いメディアへの広告配信の確保に向けたこうした取組を促進するための方策**として、例えば次のような方策が考えられる。
 - ① **メディア審査や広告配信停止措置に関する基準の策定・公表と運用状況の公開**
 - ・ 特に、偽・誤情報を掲載するウェブページや、広告費詐取を目的として作成されたウェブページ（MFA：Made For Advertisement）等の取扱いを明記
 - ② **偽・誤情報等を掲載するメディアへの広告費流入抑止のためのメディア審査や広告配信停止措置の実施体制の整備及び透明化**
 - ・ 特に、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の十分な配置及びその状況に関する情報の公開
 - ・ AI等の自動的手段を利用する場合における当該手段に関する情報（実効性、エラー率等）の公開
 - ③ **メディア審査時におけるパブリッシャーの本人確認の実施**
 - ④ **メディア審査を通じて、偽・誤情報等を掲載するメディアへの広告配信の拒否や広告配信停止措置を実施した場合に、その旨、理由及び不服申立て方法をパブリッシャーに通知**
 - ⑤ **外部からの広告配信停止申請窓口を整備・公表**
 - ⑥ **上記⑤の窓口を通じて申請があった場合に、一定期間内に広告配信停止措置の実施の可否を判断し、判断結果と不服申立て方法を申請者に通知**
 - ⑦ **一定の条件の下で行った広告配信停止措置によりパブリッシャーが被った損害について、広告仲介PFを免責**

論点2 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介PFによる取組の促進方策②

引き続き検討が必要な論点

- 上記のような方策の**実効性を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。
制度的な対応を行わない場合、**どのような対応があり得るか**。
 - ・例えば、上記①～⑦のような対応を広告仲介PFに義務付けることが考えられるが、どうか。
この場合、執行手段・プロセスとしてはどのようなものが必要かつ適切か。
- 上記のような方策について、**どの範囲の広告仲介PFに求めることが適当か**。
 - ・例えば、広告費の支払を通じて偽・誤情報等の発信・拡散に間接的に寄与するおそれの大きさ等の観点から、広告配信先となり得る取引先メディアの数・取引高や、当該メディア上の広告付きコンテンツが受信者によって閲覧される回数（インプレッション数）などを勘案し、一定の要件を満たす大規模な広告仲介PFのみを対象とすることが考えられるが、どうか。

構成員からの主なご意見

【全体について】

- 前回は広告側の審査についてだったが、ここはメディア審査というところで、**表現の自由との関係でも極めてセンシティブな要素を含んでいる**と感じる。良いメディア・悪いメディア、良いパブリッシャー・悪いパブリッシャーを画一的に決めたり政府が関与して基準を設けることは極めて危険。**一定の自律性をPFに認めた上で、体制や基準がどうなっているかを透明化し、マーケットにおける評価に晒していく取組も必要**になってくるのではと感じた。【山本(龍)主査】
- 論点1と2が連動した取組になってくると思う。広告主がどういう広告を配信しているのか、どこまで規律があるプラットフォームなのかを見ていくときに、論点2で対策ができていないということであれば、実効性のある選択肢・判断を広告主もできないことがあろうと思う。論点1と2では、**論点2でコントロールや統制ができるということと、それに対してどういう情報開示がされているかということ**を踏まえて、**適切に収集・選択して、良くないと思われるところには出稿を控える選択になっていくかと思われるので、1と2は連動して見ていくことも重要**。【落合構成員】
- 論点1と論点2の連動性の指摘は重要。**一定程度透明性が確保されないと、マルチステークホルダーでどういうガイドラインを作るべきか分からなくなる**。【山本(龍)主査】

【③メディア審査時におけるパブリッシャーの本人確認の実施について】

- 一般的なコンシューマー全体にKYCを求めるのはプライバシーの観点からも難しい問題。他方、**BtoB関係については、様々な形で少なくともKYCの義務や責務が強くかけられて相対的に然るべき部分がある**と思う。違法・有害情報の流通とは異なる、広告のビジネスモデルにおけるBtoB関係の性質に着目した上で、そういった面も含めた総合的な対策を考えていけると良いかと思う。【生貝構成員】 68

2 c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や 収益化抑止の在り方

論点：いわゆる「インプレッション稼ぎ」を目的とした情報の流通への対応

これまでの検討状況

- コンテンツやそれに伴う広告の閲覧数等に応じて情報伝送PFが発信者に経済的インセンティブを付与する仕組みが、インセンティブ目当てのいわゆる「インプレッション稼ぎ」の投稿、とりわけ偽・誤情報の発信・拡散をはじめとする情報流通の健全性を歪める現象につながっている可能性が指摘されている一方、こうした仕組み自体に対して個別の方策をとるのではなく、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション（収益化の停止など）や、情報伝送PFのサービスが情報流通の健全性に与える影響の軽減に向けた方策一般の在り方を検討する中で、その一環として対策を検討していくことが適当。

構成員からの主なご意見

【「インプレッション稼ぎ」への対応を独立して議論する意義について】

- 透明性・迅速化が示されており、これは情プラ法と同じ立て付けかと思うが、若干違和感あるのは、そもそもインプレッション稼ぎについて一定の対策を施す責務なり要請なりはあるのか。それがないまま、実施は当然する前提でその際の透明性・迅速性となっている点が気になっている。情プラ法で問題となった誹謗中傷は、当然違法なもので、権利侵害であるので対応する義務があるが、インプレッション稼ぎはそうではないので、完全に情プラ法のフォーマットに乗せるのはできない部分もある。かつ、インプレッション稼ぎについてどういうものに対応すべきかというのも自明ではない点が、誹謗中傷対策と違うところなので、そのあたりも論じないといけない。その上で透明化・迅速化が論じられるべきで、前提が欠けているように感じた。【曾我部主査代理】
- 曾我部主査代理のご指摘は大変重要なところ。インプレッション稼ぎがそれ自体悪なのかというと、良い情報を流してそれでインプレを稼いで収入を得ること自体は決して悪いことではない。むしろインプレを稼ぐということが良い言論を促進する側面がないわけでもない。インプレッション稼ぎそれ自体が問題なのか、その行き過ぎによってその内容がおかしなものになって権利侵害や違法なものを増やしてしまうところに問題があるのかというところを切り分けていく必要があるというのは、私自身としても感じていた。これをどのように考えていくかというのは、慎重に考えていくべき問題。【山本(龍)主査】

【「インプレッション稼ぎ」への対応を独立して議論する意義について（続き）】

- インプレッション稼ぎの定義自体について、前回も偽・誤情報が何を含むかという議論をしていたわけだが、それ以上に定義が難しく、なかなか特定しづらいところもある。目立つにしても、良い目立ち方と悪い目立ち方があるのかもしれないし、何かをインプレッション稼ぎと定義して、それに対する手段を対応させる観点でいくと、インプレッション稼ぎの定義がちゃんとなされることが必要なところ、なかなか難しいのではないか。元々、偽・誤情報、違法情報について、前回もミスリードな情報をどうするかという議論もあったが、対策する際には比例性で考えていく。単に助長しているだけ、単に目立ちたいという情報が、偽情報の拡散とつながっている場合には、対策手段の比例性として収益化停止措置にしておくのが良いという程度の話であって、とりわけこれを別類型で議論する必要は必ずしもないのではと思った。【落合構成員】
- インプレッション稼ぎについて、落合構成員とほぼ同じ意見。いわゆるインプ稼ぎという問題の立て方をどこまですべきかという論点がある。偽・誤情報への対応手段の1つとしての収益化停止の効果はどこまで見込めるか、どういう条件で発動するのかという話になってくると思っており、対象範囲を超えて何か議論するのであれば、別途そこを論じる必要があるというのは曾我部主査代理のご指摘の通り。【山本(健)構成員】
- インプ稼ぎそれ自体が悪であって、それに対して積極的な措置を講ずるべきかという議論は、過剰に表現の自由を制約する側面もあるのではないかと私も感じていたところ。他方で、インプ稼ぎが行き過ぎることによって、違法な言説・権利侵害情報・有害な情報が増えていくこともあり得るところだと思うが、重要なのは透明性。収益化の仕組みがどういうものになっているかの透明性、あるいは収益化を停止する際の条件の透明性が一つ鍵になってくる。インプ稼ぎ自体を悪とみなしてそれに対する措置というよりも、収益化構造がどういふなっているのか、停止の手続がどうなっているのかということ透明化していくということが一つの考え方と感じている。【山本(龍)主査】
- インプレッション稼ぎの部分については、お話されていたことに賛成で、インプレッション稼ぎと呼ばれるもの全てを一括りに扱うというよりは、ここで検討しなくてはいけないのは違法性のあるコンテンツあるいは偽・誤情報も含む有害なコンテンツに対する経済的インセンティブを絶つところだと思うので、きちんと射程を絞って議論した方が良いと思う。【水谷構成員】

【（１）収益化や収益化停止の措置に関し、透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保について】

- 行き過ぎを抑止するにあたっては、表示数だけでない形で収益を配分していく、現状のところ、表示数だけでない要素が配分の仕組みにあるのかもしれないが、他の要素を収益化で考慮していくことによって、信頼できる言論にしっかり収益が行くという、マイナスの収益化停止の方向とは逆で、収益化の要素を多様化していくことによって、多様な言論を流通させていくやり方もある。そういったところを考える上で、透明性が前提となってくる。PFがどういう収益配分を導入しているかを透明化し、議論のきっかけとしていくことがまずもってあるのではと感じた。【山本(龍)主査】

【影響評価・軽減措置との関係について】

- DSAのような枠組みの中では、インプレッション稼ぎを誘発するような収益モデルのサービス提供が、例えば災害時のSOSの正しい書き込みを打ち消すリスクを生じさせるというのであれば、そのリスクを低減させるためのアーキテクチャの設計し直し等が大規模サービス事業者に求められるようになったりするのだろう。どんなリスクが起こりうるのか、原因が何なのかという一つの類型として念頭に置いた上で、行動規範などで、具体的には収益が問題になっているのだから収益可能性の低下という手段を取ることが具体的に望ましい手段として考えられる、といった方向性を示すことを考えるにあたって、参考になる議論ではないか。【生貝構成員】
- インプレッション稼ぎについて、特定の行為を求める形で設計することは必ずしも必要ではないが、生貝構成員がおっしゃった通り、インプレッション稼ぎというものが、投稿された偽・誤情報をさらに拡散するためのメカニズムになっていること自体はあると思うので、リスク評価だったり開示したりする中で、インプレッションというメカニズムについても考慮するとか自発的に対策していただいたりだとか、外からもPFがどう取り組んでいるかを見えるようにすることに意義がある。【落合構成員】
- インプ稼ぎ問題について、それ自体を問題にして積極的な措置を講ずる方向で議論するのではなく、違法情報・権利侵害情報を誘発する構造的な要因になりうるというところから、リスク問題や行動規範との紐付けでアプローチしていく、さらに透明性や開示によってこのPFはインプ稼ぎに収入を貼り付けていてそれ以外の要素は考えていないのでは、と議論するための市場における競争のポイントにしていくことになると感じた。【山本(龍)主査】

2 d. 情報流通の健全性確保の観点から見た レコメンデーションやターゲティングの在り方

論点 1 : コンテンツのレコメンデーションに伴うリスクへの対応の在り方

論点 2 : 広告のターゲティングに伴うリスクへの対応の在り方

論点 1 コンテンツのレコメンデーションに伴うリスクへの対応の在り方①

これまでの検討状況

- デジタル空間における情報流通の主要な場となっている情報流通PF上で偽・誤情報が流通・拡散すること等により、個人の意思決定の自律性への影響や、権利侵害、社会的混乱その他のフィジカル空間への影響が発生・増幅し得るところ、さらにレコメンデーションシステムを通じ、個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目してコンテンツの表示先や表示順位が決定された場合、こうした社会的影響が一層深刻化する可能性が指摘。
- こうしたリスクに対応するための方策として、例えば次のような方策が考えられる。
 - ① 情報伝送PFにおいて、コンテンツの表示先や表示順位を決定するために用いる**主なパラメータに関する情報を公表**
 - ② 情報伝送PFにおいて、コンテンツの表示先や表示順位の決定に係る**アルゴリズムやパラメータについて利用者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能**を提供
 - ③ **個人の脆弱な特性・状況（児童等）をプロファイリングした結果に基づくコンテンツの表示先・表示順位の決定を制限**

引き続き検討が必要な論点

- 上記のような方策の**実効性を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。
制度的な対応を行わない場合、**どのような対応があり得るか**。
 - ・ 例えば、上記①～③のような対応を情報伝送PFに義務付けることが考えられるが、どうか。
この場合、執行手段・プロセスとしてはどのようなものが必要かつ適切か。
 - ・ 特に②のような利用者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能の提供については、その具体的な目的（利用者に実際にオプションを活用させるため、あるいはそのような機能を提供しているというアーキテクチャが情報伝送PFの社会的影響を軽減する程度を第三者において検証・評価できるようにするため、など）に応じて実効性担保策が異なり得るが、どうか。
- 上記のような方策について、**どの範囲の情報伝送PFに求めることが適当か**。
 - ・ 例えば、偽・誤情報等の流通頻度や社会に与える影響の深刻度という観点から、利用者数や、サービスの目的・性質などを勘案し、一定の要件を満たす大規模な情報伝送PFのみを対象とすることが考えられるが、どうか。

構成員からの主なご意見

【①主なパラメータに関する情報の公表について】

- コンテンツのレコメンデーションと広告のターゲティングの両方に関係するが、**表示順を決めているパラメータの情報公表は非常に重要**。既に各プラットフォームには色んな形でパラメータを公表していただいているが、そこをきちんと出していただき、法制度として透明化するのは重要。その際に、DSAにも書いているが、「こういう要素を使っています」というのを箇条書きするのではなく、各種のパラメータの中でどれが重要な位置付けを占めているのか、各パラメータの中で重要度が違っていると思う。全てを書き出すのは無理かもしれないので、**レコメンデーションに関係する重要度の高いものを見やすくきちんと出していただくのが重要**なのではないか。【水谷構成員】
- （コンテンツモデレーションとしての表示順位の低下にも関係するが）レコメンデーションのパラメータとしてマイナス要素を設定している事業者もあり、ルール違反コンテンツをおすすめに表示しないなどがアルゴリズムに反映されていたりする。そういった**マイナス要素についてもきちんと透明性を明示していただくのが重要**。【水谷構成員】
- パラメータの情報公表について、**本人が見てもどこまで分かるのかというのがある**と思う。単体でパラメータだけ見てしまうと分かりがたく、政府、自主規制団体、学者や専門家、比較サイトのなものでも構わないが、**比較できるようにしておく形で、①と②のセットで上手く利用できる可能性があるため、①と②あわせて準備をしておくことがいい**のだろう。【落合構成員】

【②アルゴリズムやパラメータについて利用者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能について】

- 選択肢の提供やレコメンダーシステムの透明性に関してDSAその他の規律があるとのことだが、どれだけ効果があるかを見ないといけないと思う。選択肢が提供されたとしても結局は使わずにデフォルトのモードを使うということになるのかどうか。確かに紹介いただいたような対策はありうると思うが、実際に機能しているかどうか。**パラメータの説明があるとどういう意味があるのか、選択肢があったとしてそれが実際に使われているのかについて、調査なり情報収集が必要**なのではないか。【曾我部主査代理】
- ユーザーエンパワーメントの一貫としてアルゴリズムをオプションで変更できるよう機能を提供するのは、曾我部主査代理がおっしゃったように、どれくらい使われるかという問題と、デフォルトを何にするかという問題。**成人向けと青少年向けで分けるというのは理屈上あり得るし、青少年向けにはパーソナライズよりは時系列で出てくるものをデフォルトにするというのにはあり得ると思うが、難しいのは、青少年向けにすると、ユーザーが青少年かどうかをPF側が把握しないとけず、年齢確認の問題が出てくるので、そこをどうするかが課題**。【水谷構成員】

【②アルゴリズムやパラメータについて利用者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能について（続き）】

- いくら同意を求めたからといってユーザーは必ずしも読んでクリックしないという問題に近い。選択・変更できる機能をダークパターンのように形式上提供しても意味がないので、使われやすい仕組みになっていることも重要。使われやすい仕組みを設けたとしても、曾我部主査代理ご指摘の通り、どうでもいい人もいるかもしれない、実際には使われないこともあるだろう。しかし、使われないから意味がないのかというと、専門家や消費者団体がチェックしたり透明化された情報を吟味して、分かりやすい形で編集してユーザーに伝えることもあるかもしれないし、選択できる機能が付されているということ自体の重要性もあるのかなと感じた。【山本(龍)主査】
- 選択できるということについて、レコメンデーションの中で選択されるかどうかというのはありつつも、専門家でなくても何かのタイミングでふと気づいて別のものを見ようかと思って、その時に切り替えができることで、フィルターバブルのバブルから抜けられるかもしれない機会があること自体は非常に有意義なこと。曾我部主査代理がおっしゃっていたように、実際には見たいものを見せてもらった方が嬉しく、趣味嗜好に合っている形でモデレーションされていれば変える必要はないと思う可能性が高そうな気はするので、頻繁に使われる機能ではない気がするが、脱出口のようなスイッチになる気がするので、強化した方が良いのではないかと。【落合構成員】
- レコメンダーシステムの透明性と選択肢の提供について、落合構成員のご指摘に賛同。透明化された情報をユーザーが実際に見るかはともかくとして、フィルターバブルから抜け出せる手段が確保されていることは重要で、かつ手軽に違う世界をちらっと見れるような仕組みがあれば使うかもしれない。他方で曾我部主査代理指摘の通り、目的をどう設定するのか、KPIや効果をどう測っていくのかを考えていかなければいけない。透明性と選択肢提供の目的、効果をどう見積もるかについて十分議論しなければならない。事業者側も負担になるわけで、何をどういうふうにやっていくか分からず、大きなズレが生ずることもあり得る。【山本(龍)主査】
- 落合構成員と被るが、実際に選択しないのではないかとということについて、詮索されないし選択の希望も持っていないと思うが、それはなぜかという仕組みを分かっていなくて、何をどう選択するのか、選択したら・しなかったらどうなるか分からない世界に消費者は置かれている。外部送信の時もそうだったが、通知してもらっても分からないし邪魔だと言われても、EUのように消費者団体やインフルエンサー等の上流からの提供があつてだんだん分かってくる、当初は上手く機能しないかもしれないが、選択できる環境をつくって実行していただくことは重要。原理的な問題として、ディスプレイを見る時間が長くなっている現代において、何を見て何を経験するかに関する自己決定は非常に重要で、ゆるがせにできないのではないと思う。他方で、プラットフォームや広告事業者の費用の問題はあるが、選択の重要性と、これまで発生してきたユーザーデータベースに起因する様々な問題、リクナビやケンブリッジ・アナリティカの危険性を踏まえると、ある程度費用がかかっても選択肢を確保していただくことは仕方ないのでは。【森構成員】

【②アルゴリズムやパラメータについて利用者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能について（続き）】

- 親会でMyDataJapanがプレゼンときに、脆弱性のある利用者との関係で透明性規律というのは齟齬があるのではないかと質問したところ、透明性義務を課すことでコンプライアンス意識の低い事業者が淘汰されていくという間接的・中長期的な効果をお答えになり、興味深いと思った。それが機能するのであれば、論拠として一つあげてもよいのでは。他方で、アルゴリズムを効かせた方がユーザーにとって一般には便利なわけで、全然モデレーションしないものは興味のないものを延々見せられるということで、使われない。意識の高い方や、たまには見てみたい場合のような、極めて限られた場合にしか使われない。むしろ、例えばデータポータビリティのような機能、競争を通じてアルゴリズムをある種穏当なものにしていくメカニズムが働くのであれば、選択肢を有する意味はあると思うが、そうは見えない。であれば、選択肢を用意することにどこまで効果があるか非常に疑問。**脆弱な人々に配慮する、保護するときに透明性規律を中心に据えることの違和感がある。**【曾我部主査代理】
- 透明性を強調するというのは、情報公開した上でユーザーの方で判断してもらうということで、自律に期待する発想だと思うが、脆弱な人々において自律性をどこまで期待できるのか。**自律性が心許ないゆえに脆弱なわけだから、究極的には禁止する対策に思い至るのがロジックとしては素直だろう。**【曾我部主査代理】
- EU型の、一人一人にリアルタイムで見せるというのはなかなか難しいと思うので、（広告のターゲティングに関して）広告ライブラリの公開義務と言ったわけだが、その中で**コンテンツモデレーションも含め変なものが発見されたときには、圧力によって変えることを考えていたので、変なセグメントを切っていればやめてくださいということになるという発想。**脆弱な人がそれを選択することができるというふうには考えていない。【森構成員】
- （曾我部主査代理と森構成員の主張は）相互に排他的ではないと思う。**一定程度脆弱性につけ込み実害を生じうるものについては制限する・禁止する方向もあり得るところ、そこまでいかないものは透明性規律により、本人が気づかなくとも、周りの消費者団体等の然るべき団体がチェック・モニタリングして、マーケットにおける批判につなげていくこともあり得る。**文脈を考えた上で適切な枠組みを構築することが重要という印象。【山本(龍)主査】

【③個人の脆弱な特性・状況をプロファイリングした結果に基づくレコメンデーションの制限について】

- 青少年や脆弱な個人の位置付けを特に考えていく必要があるのだろう。DSAでも、青少年あるいはパーソナルデータあるいは特別カテゴリー、日本でいう要配慮個人情報を使ったターゲティング広告が広く禁止の対象になっているし、アメリカでも子どもオンラインプライバシー保護法（COPPA）の改正に合わせて、バイデン政権でも子ども等に向けた広告をしっかり取り組んでいこうという取組を進めているので、アメリカの方も見ながら、特に力を入れて進めていくべきところではないか。要配慮個人情報の観点でいうと、DSA中心に紹介いただきプロファイリングにも触れていただいたが、元々DSA以前にヨーロッパではGDPRの中で、いわゆる要配慮個人情報の取扱いが日本法と比べても非常に厳しい規制の対象になっている。その前提も含めて、レコメンダーに要配慮個人情報を使う際の規範の在り方にも関わってくると思うので、よく考えていいのではないか。【生貝構成員】
- 脆弱な個人に対するレコメンデーション・プロファイリングについては、一定の対応が必要というところでコンセンサスが取れたのではないか。【山本(龍)主査】
- 青少年向けは諸外国でも重要な視点であるが、我が国で昨今の自供を踏まえて考えたときに、投資詐欺の被害の話も出ており、投資の被害で出てくるのはこども以上に高齢者。一定の場合、高齢者に対するターゲティングをどう考えるのかも、我が国に起きている被害をどう考えるかという場合には、考慮の余地があるのではないか。【落合構成員】

【社会的影響の軽減に向けた方策との関係について】

- レコメンデーションのアルゴリズムのリスクは、どういうものがリスクとしてあるかが分かっていないところも沢山あるので、レコメンデーションのリスク自体をリスクアセスメントしていただくのも、対応の在り方の方法の一つではないかと思う。どういう場合にどういうレコメンデーションの仕組みをすると民主主義や権利侵害に対するリスクが増大するのか、偽・誤情報の拡散についてもそうだが、そこについて事業者でリスクアセスメントしていただくことが重要。【水谷構成員】
- レコメンダー・ターゲティングの両方について、透明性あるいはパラメータの変更はいずれも重要だと思うが、水谷構成員からあった通り、様々なリスクがあり、そのリスクの根源にどうしてもレコメンダーやアルゴリズムというのが来てしまう局面は相対的に危惧されるところであり、事業者がリスク評価を然るべき形でして、然るべきリスクの低減をしていただくこと、この仕組みをどのように制度的になのか考えていくことが重要。【生貝構成員】

これまでの検討状況

- SNS等の情報伝送PF上で、本人や組織の許可を得ずに本人であるかのように加工・編集されたなりすまし型の「偽広告」や、その他偽・誤情報を含む広告をはじめ、違法・不当な広告が流通しており、閲覧者に財産上の被害をもたらしたり、なりすまされた者の社会的評価を下げたりといった社会的影響を発生・増幅させているところ、さらに**情報伝送PFや広告仲介PFのターゲティング技術を通じ、個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目して広告の表示先や表示順位が決定された場合、こうした社会的影響が一層深刻化する可能性**が指摘。
- こうしたリスクに対応するための方策として、例えば次のような方策が考えられる。
 - ① 情報伝送PFや広告仲介PFにおいて、広告の表示先や表示順位を決定するために用いる**主なパラメータに関する情報を公表**
 - ② 情報伝送PFや広告仲介PFにおいて、セグメントごとの閲覧回数を含む**過去に掲載（仲介）した広告に関する情報をデータベース化し、公開**
 - ③ 情報伝送PFや広告仲介PFにおいて、広告の表示先や表示順位の決定に係る**アルゴリズムやパラメータについて受信者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能**を提供
 - ④ **個人の脆弱な特性・状況（児童等）をプロファイリングした結果に基づく広告の表示先・表示順位の決定を制限**
- なお、上記のような方策を検討するに当たり、**営利広告の流通について**は、その他の表現に比して萎縮効果を考慮する必要が小さいこと、広告に由来する消費者被害も少なくなく実害が生じること等から**より広範な制限に服し得るとの考え方**があることに留意。

論点2 広告のターゲティングに伴うリスクへの対応の在り方②

引き続き検討が必要な論点

- 上記のような方策の**実効性を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。
制度的な対応を行わない場合、**どのような対応があり得るか**。
 - ・ 例えば、上記①～④のような対応を情報伝送PFや広告仲介PFに義務付けることが考えられるが、どうか。
この場合、執行手段・プロセスとしてはどのようなものが必要かつ適切か。
 - ・ 特に③のような利用者自らが好ましいオプションを選択・変更できる機能の提供については、その具体的な目的（受信者に実際にオプションを活用させるため、あるいはそのような機能を提供しているというアーキテクチャが情報伝送PFや広告仲介PFの社会的影響を軽減する程度を第三者において検証・評価できるようにするため、など）に応じて実効性担保策が異なり得るが、どうか。
- 上記のような方策について、**どの範囲の情報伝送PFや広告仲介PFに求めることが適当か**。
 - ・ 例えば、違法・不当な広告の流通頻度や社会に与える影響の深刻度という観点から、広告主からの広告入稿数、最終的に掲載された広告が受信者によって閲覧された回数（インプレッション数）、アクティブユーザー数（情報伝送PFの場合）などを勘案し、一定の要件を満たす大規模な情報伝送PFのみを対象とすることが考えられるが、どうか。

構成員からの主なご意見

【ターゲティング広告のメリットとリスクについて】

- ターゲティング広告のリスクが強調されているが、他方で**ターゲティング広告が配信されることによって、消費者としても関心のない無駄な広告が配信されにくくなり、情報提供としてより望ましいという見方もある**。憲法学でも、営利広告も知る権利との関係から一定意義があるという議論もあり、そこからするとむしろ望ましい側面もあると思う。**他方で、脆弱な個人・脆弱な状況に対して、商品やサービスの種類にもよるが、様々な条件が揃ったときには非常にリスクが高い**という性質の問題はあり、そういった中で有効な対策とはこういったものか考える必要がある。【曾我部主査代理】
- **ターゲティングやレコメンデーション自体が悪なわけではなく、その有用性を認めた上でリスクがどこにあるのか、透明性を求めていく方向性**になるのでは。【山本(龍)主査】
- （ターゲティングには）便利な面がないとは言わないが、**消費者にとって最適化しているのではなくて、広告主にとって最適化している**。私たちが見たいとか必要な情報にフォーカスされているのではなく、「買いそう」かどうかフォーカスされていることは前提にさせていただく必要がある。私が個人的によく経験するのは、さっきまでチェックしていたカバンや洋服が表示されるのは、リターゲティングが強く、高く値付けされているからではと思っている。本当は消費者にとって必要なものは、さっき見たものとは似ているけれどもちょっと違うものを見たいわけだが、そうはなっていない。見ている人にとって便利なものと広告主にとってベストなものは違うということは前提にする必要がある。【森構成員】80

【ターゲティング広告のメリットとリスクについて（続き）】

- 森構成員のことはそれ自体おっしゃる通りだが、その上であっても、無差別の広告と比較すれば、消費者の興味関心に沿ったものになる可能性が相対的に高いので、森構成員のご指摘と矛盾するものではない。【曾我部主査代理】

【①主なパラメータに関する情報の公表について】

- DSAの作りとして、広告の透明性に関しては、規模の大小問わずオンラインプラットフォーム全体に求められる透明性（26条）と、特に巨大なPFに求められる追加的透明性（39条）を分けて規律している。26条は、広告を見た人がなぜその広告がなぜ自分に表示されているのかについて、リアルタイムで把握できなければならないという透明性であり、こういうセグメントでターゲットをしてこういう理由であなただけがターゲットになっているのだということをリアルタイムに把握すること。落合構成員から「気がつくことができる」という言葉があったが、なぜこういう情報が提示されていて、こういう属性をターゲットにされるのは嫌だということを拒否できることが、自己決定という意味で重要な意味を持つ。【生貝構成員】
- 生貝構成員の説明で納得したが、ヨーロッパの制度はリアルタイムで、消費者一人一人の人々の認識・認知能力・選択を信頼してそういう制度になっているということで、それは重要だと思った。ライブラリを公開させて政府がチェックするのが重要と言ったが、一人一人に選択肢を与えるアプローチも重要と理解。【森構成員】
- 透明性の目的を明確にしないといけない。パラメータを明らかにさせることで、仮に不当なパラメータが使用されていれば排除できるが、なかなかそれがあからさまになることは難しい。個人情報保護や開示請求の文脈で、自分がどういう評価を受けているかということを知りたいということについて一定保護されているので、そういう文脈でなぜこの広告が表示されているのか、自分が広告主目線でどういう評価をされているかを知りたいということは、一般的な知る権利の保護に値する。それによって大まかな開示は正当化できるのではないかと思う。【曾我部主査代理】

【②過去に掲載（仲介）した広告に関する情報のデータベース化と公開について】

- ターゲティングのパラメータやどんなグループ・属性にどんな広告が表示されたのかについては、その瞬間時々、あるいはミクロにその本人に伝えるということも大事ではあるが、それをマクロなデータとしてしっかりと後から検証して改善に役立てていくプロセスが重要。DSAでも一部導入されているところだが、広告に関するレポジトリの構築とそのデータの公開といった、マクロなデータの蓄積という観点も、色々な観点から考えていく価値があるのだろう。【生貝構成員】

【②過去に掲載（仲介）した広告に関する情報のデータベース化と公開について（続き）】

- ①「主なパラメータに関する情報を公表」の「主な」という部分が引っかかっている。例えば、首都圏に住んでいる/男性である/50代である、といったことの中の主なものなのかどうか、その点が分からない。むしろ網羅的にどういうセグメントの切り方をしているかを明らかにしてもらう必要があると思っており、個別のレコメンデーションの問題というよりは、どういうセグメントを持っているかではないか。具体的には、Meta社の広告ライブラリのようなものの公開義務を課するのが良いのではないかと思っており、特に社会問題・選挙・政治に関連する広告カテゴリを特出ししているのは非常に良いと思っており、「主な」とは言わず全部公表していただくが良いのではないかと。なぜかという、年齢や性別・居住地といったデモグラフィックな情報が中心的な「主な」ものだと思うが、それらには操作の危険・社会分断の危険がそれほどない。デモグラフィックな情報が主なパラメータなのかもしれないがそこらはあまりリスクはなく、操作の危険・社会分断の危険はサイコグラフィックなところで生じるので、投資に関心がある・インフルエンサーの言ったことを信じやすい・在日外国人に反感を持っているといったサイコグラフィック情報の方が危ないのではないかと思っている。①のヨーロッパの法制度がどのような意図なのか分かっていないが、提案としては、①と同じことを言っているかもしれないが、広告ライブラリの公表、特に社会問題・政治・選挙に関する広告というカテゴリについて公表し、デモグラフィックではないサイコグラフィックなセグメントについての切り方を公表いただくことが必要ではないか。【森構成員】
- （DSAにおける）特に巨大なPFに対する規律については、情報の集積を後から検証できるようにするためのレポジトリ・ライブラリ。リアルタイムなのかレポジトリを公表していくのかによって情報の粒度を分けて規律を考えていく価値があろうし、どちらのタイプの透明性を求めていくのかは、リアルタイムなのか事後的に検証できればいいのか、個人的には両方重要と思っているが、ターゲティングとレコメンドの区分含めて、考えていけると良いのではないかと。【生貝構成員】

【広告と他のコンテンツの違いについて】

- 営利広告は、社会問題・政治・選挙とは違う広告であり、それについてはより広範な制限に服し得るという考え方に賛成。【森構成員】
- 政治広告に関して規律を課すべきという点は、既になされていることと思うが、憲法学の観点では、営利広告であれば規制に服するけれども、政治広告については匿名表現含めて強く保護されなければいけないというのが一般的な考え方。政治広告や公共性の高いテーマの広告について、ライブラリの公開や特別の義務を課すことについて、日本の議論に照らしてもう少し吟味する必要。【曾我部主査代理】
- 政治広告だから保護されるべきというのは一般的にそうだが、そういう広告を場合によっては脆弱な人を狙うことがあり得る形で一部の人の表示しているのだから、それを公開させることが不当な制約かという、そうとは言えないのではないかと。【森構成員】